

第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画

(案)

令和2年2月
邑楽町

目 次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の策定体制 | 3 |
| | |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況 | 4 |
| 1 子どもや子どものいる家庭の状況 | 4 |
| 2 婚姻・出産等の状況 | 7 |
| 3 就業の状況 | 10 |
| 4 教育・保育の状況 | 12 |
| 5 アンケート調査結果について | 20 |
| | |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 34 |
| 1 基本理念 | 34 |
| 2 基本的視点 | 35 |
| 3 基本目標 | 37 |
| 4 計画の体系 | 40 |
| | |
| 第4章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制 | 41 |
| 1 教育・保育の量の見込みと確保の方策 | 44 |
| 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 | 48 |
| 3 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって | 63 |

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 第5章 子ども・子育て支援施策の展開 | 65 |
| 基本目標 1 地域における子育て支援 | 65 |
| 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 72 |
| 基本目標 3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 | 76 |
| 基本目標 4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 79 |
| 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 82 |
| 基本目標 6 子どもの安全の確保 | 83 |
| 基本目標 7 子育てを支援する生活環境の整備 | 85 |
| 第6章 計画の推進 | 86 |
| 1 計画の進捗管理 | 86 |
| 2 計画の周知及び広報 | 86 |

資料編

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

近年は核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始めました。

そして、平成24年に、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「邑楽町子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

その後、全国的に少子化が進む中、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

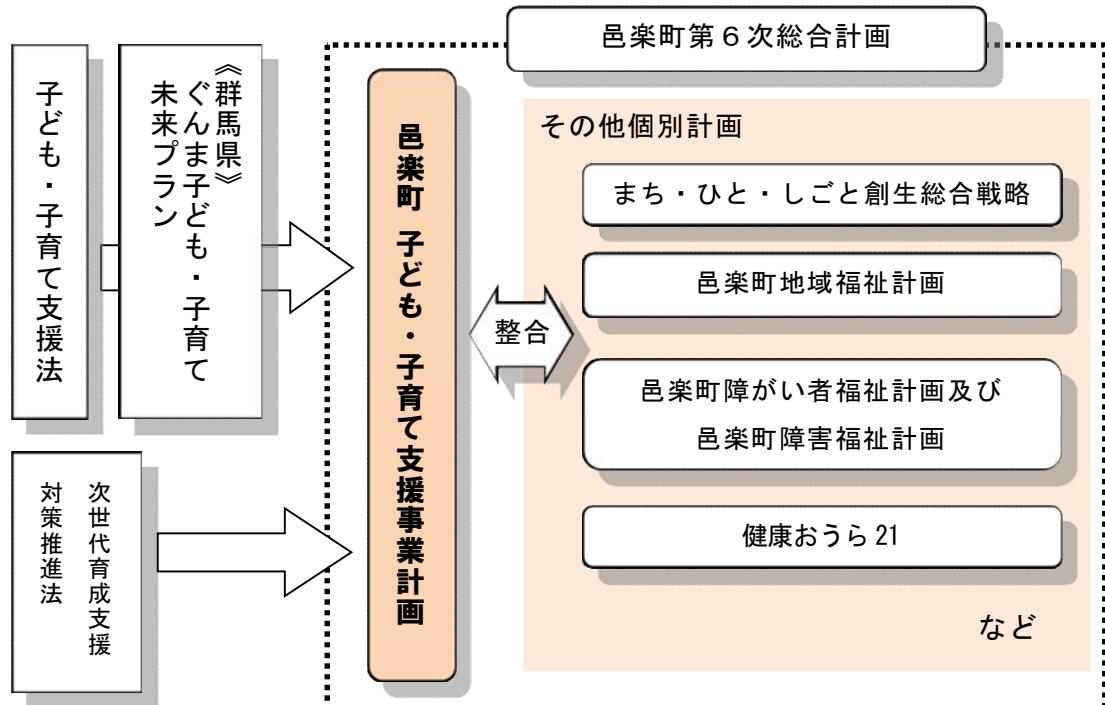
こうした流れを踏まえ、本町では、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期邑楽町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

本町における次に掲げる計画とも整合性を図りながら策定します。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度～令和6年度までの5年間とします。ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

| 平成27 年度 | 平成28 年度 | 平成29 年度 | 平成30 年度 | 令和元 年度 | 令和2 年度 | 令和3 年度 | 令和4 年度 | 令和5 年度 | 令和6 年度 |
|------------------|------------|------------|------------|-----------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | | | | | |
| 第1期子ども・子育て支援事業計画 | | | | | | | | | |
| | | | | | 第2期子ども・子育て支援事業計画 | | | | |
| | | | | | | | | | |

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する邑楽町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定します。

(1) 邑楽町子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議します。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

ホームページ等において計画案を公表し、意見を収集します。

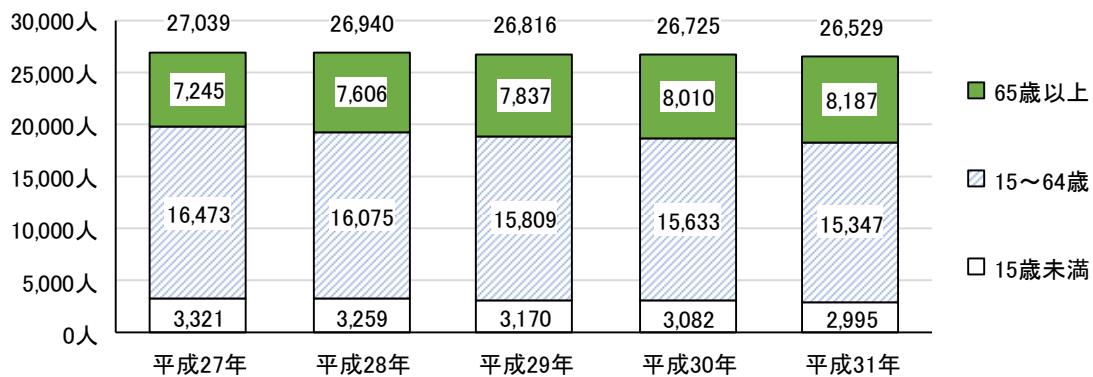
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分人口

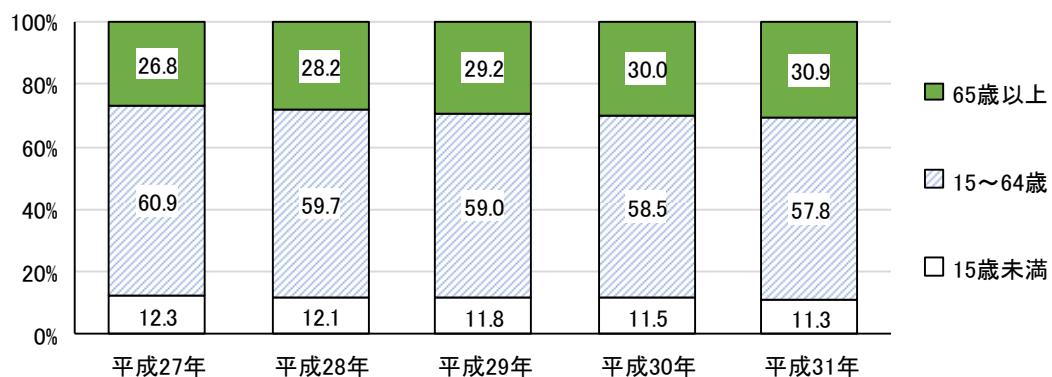
本町の人口は、平成31年4月1日現在、26,529人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で510人の減少となっています。年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分人口構成比の推移

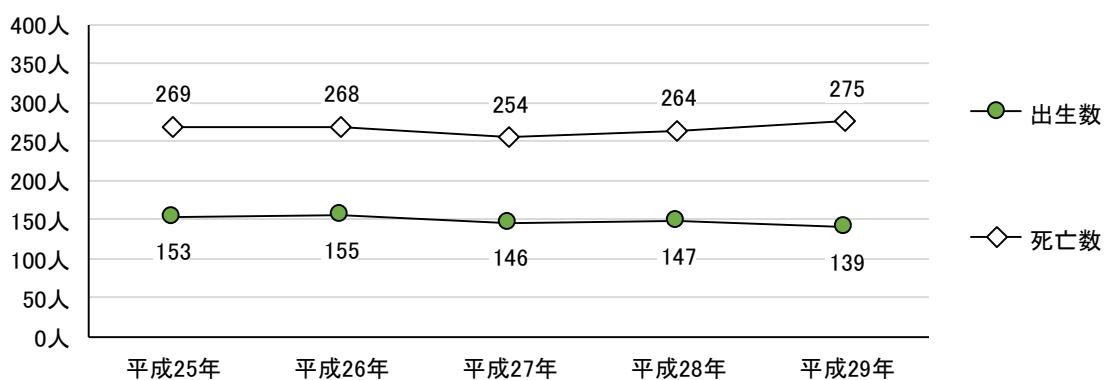


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

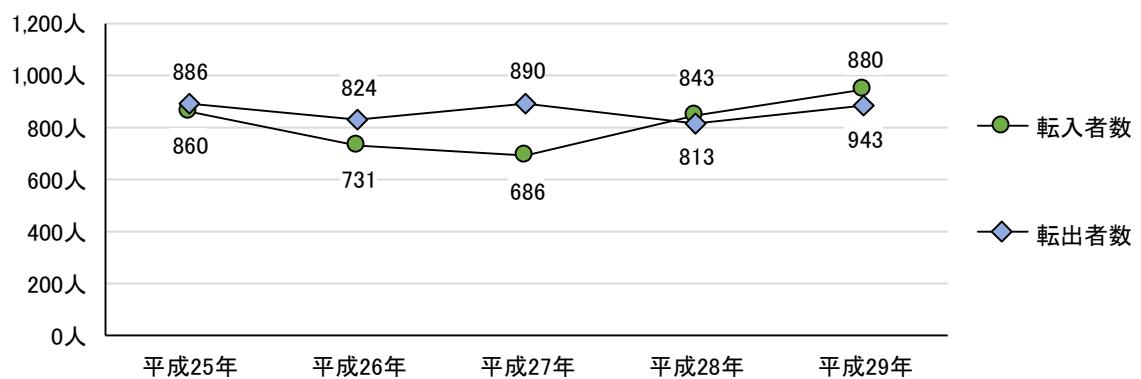


資料：群馬県人口動態調査

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成 25 年以降、転出者数が転入者数を上回っていましたが、平成 28 年以降は転入者数が転出者数を上回っています。

■転入者数及び転出者数の推移

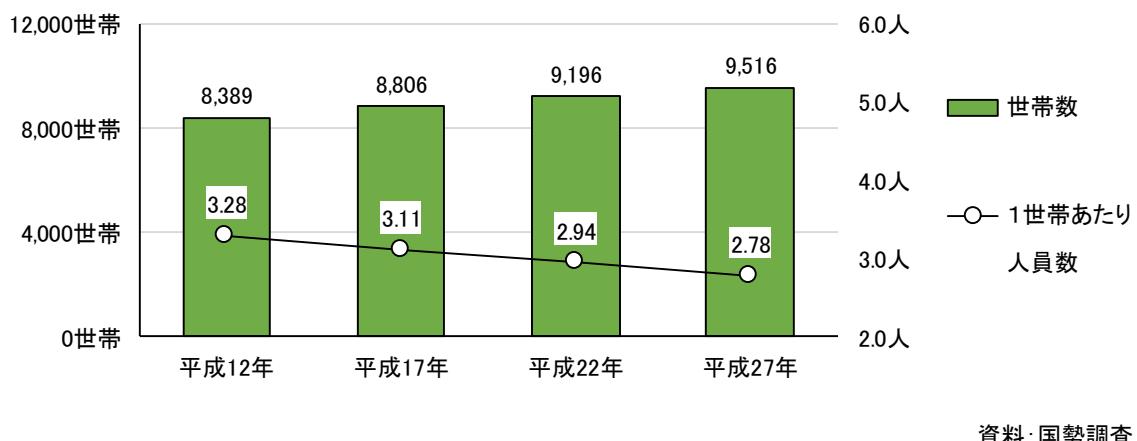


資料：群馬県移動人口調査

(4) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、平成27年には9,516世帯となっています。一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



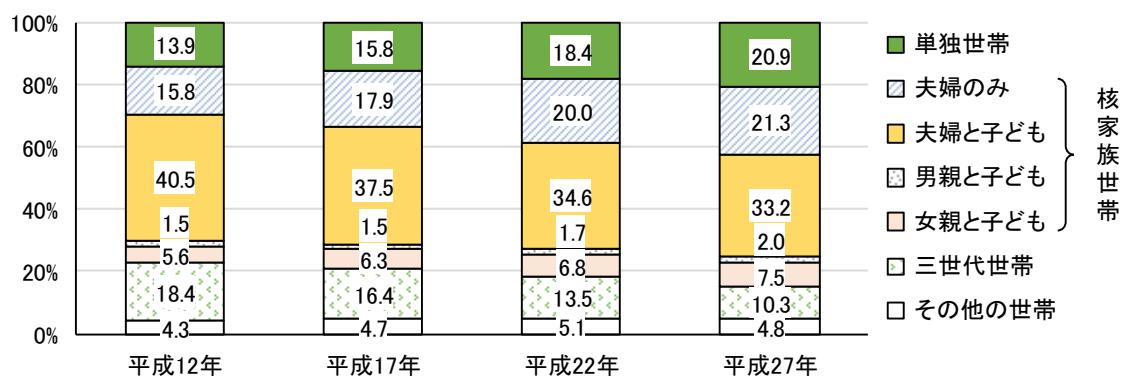
資料：国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しており、平成27年では単独世帯及び夫婦のみの世帯は、ともに20%を超えていました。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



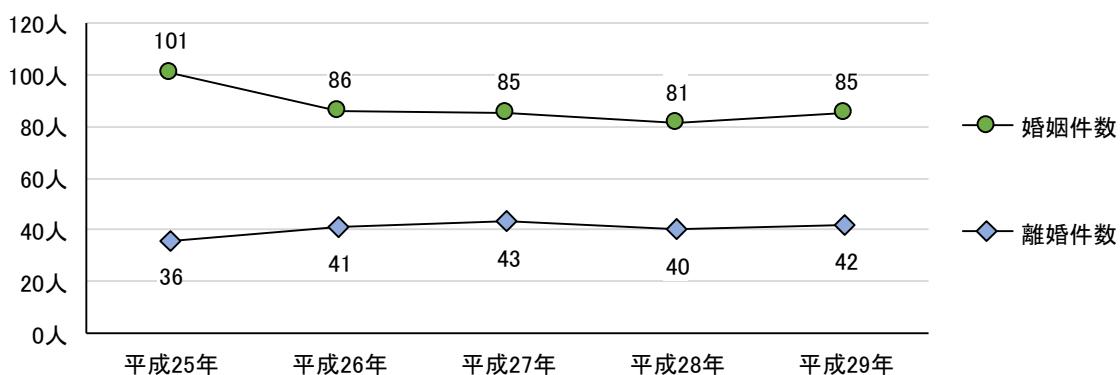
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は平成26年以降、横ばいで推移し、平成29年では85件となっています。また、離婚件数も平成26年以降、横ばいで推移し、平成29年では42件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

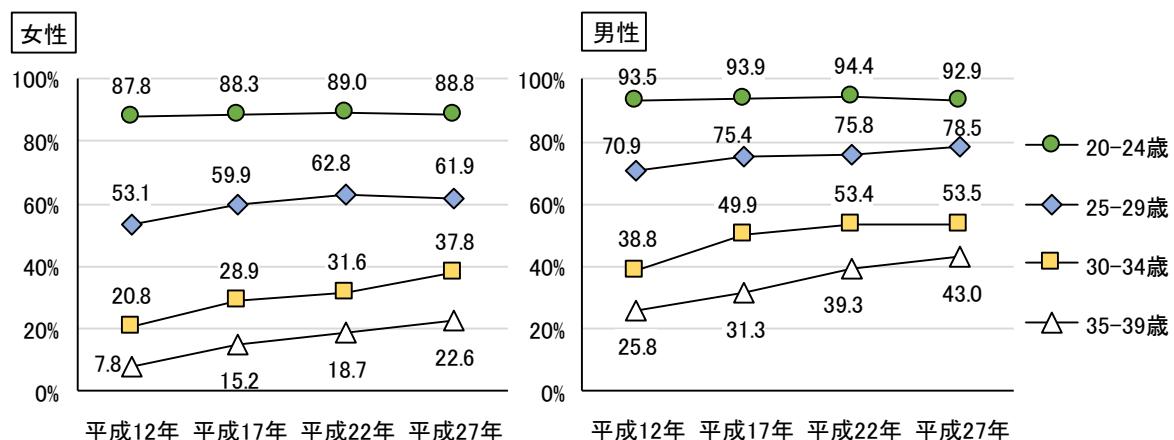


資料:群馬県人口動態調査

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男性、女性とともに、30歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で30~34歳では女性が17.0ポイント、男性が14.7ポイント上昇しています。35~39歳では女性が14.8ポイント、男性が17.2ポイント上昇しています。

■未婚率の推移



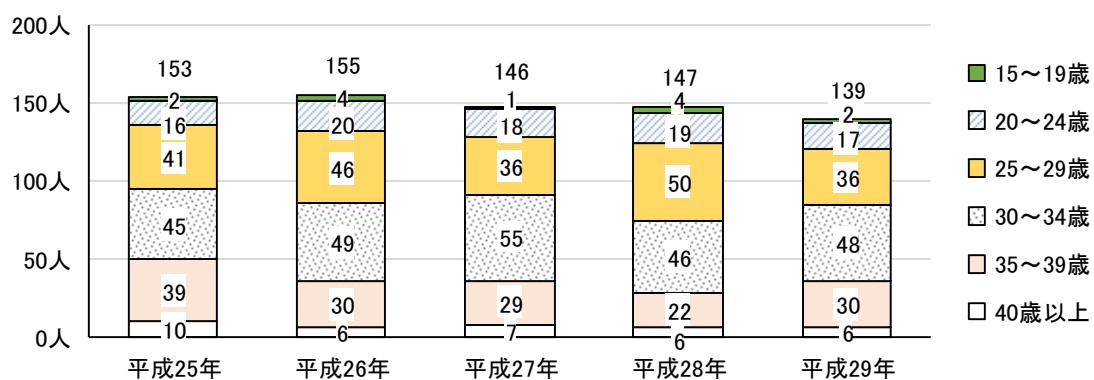
資料:国勢調査

(3) 母親の年齢別出生数

本町の出生数は、減少傾向にあり、平成 29 年には 139 人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、25~29 歳と 30~34 歳の出生数が多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

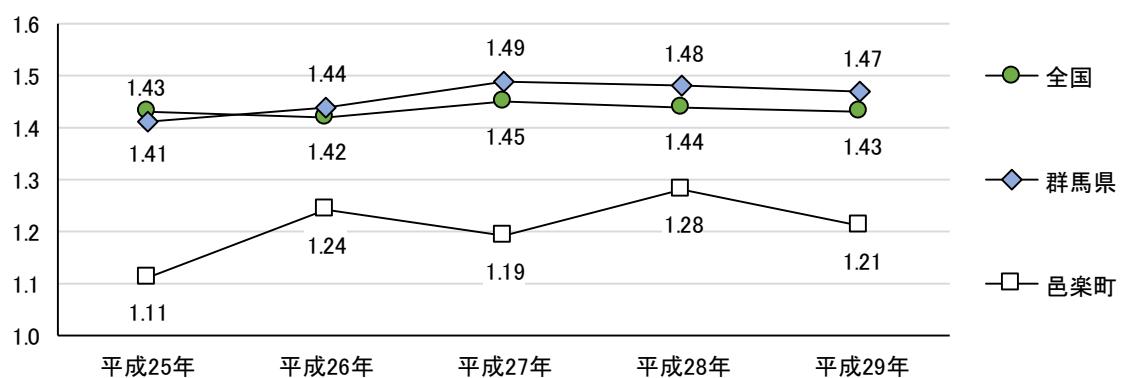


資料: 資料:群馬県人口動態調査

(4) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数の移り変わりを表したものです。本町の合計特殊出生率は、平成 29 年で 1.21 となっており、全国及び群馬県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



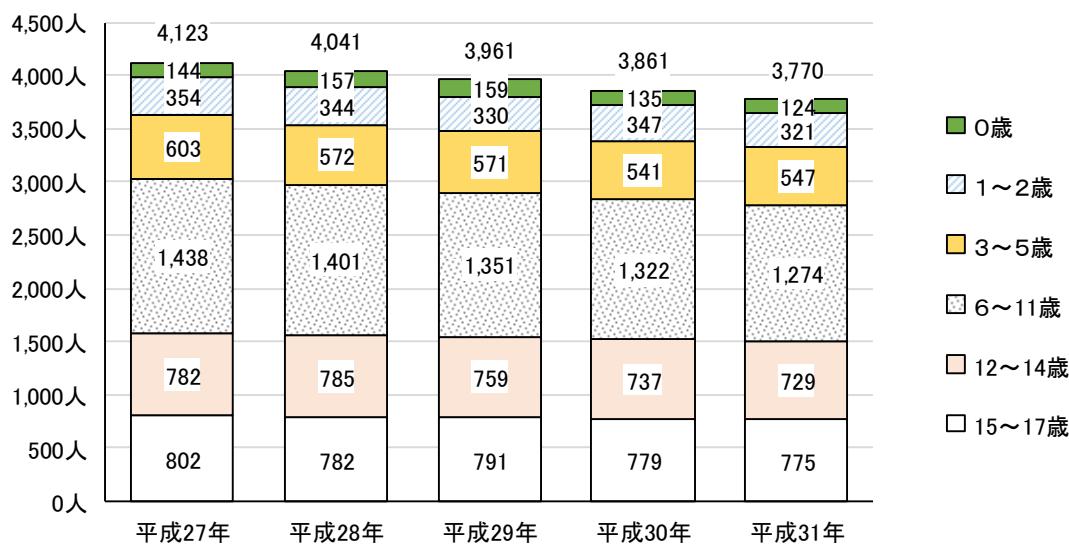
資料:群馬県人口動態調査

(5) 児童数

本町の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で3,770人となっております。このうち、0～5歳の就学前児童数は992人、6～11歳の小学生児童数は1,274人、12～14歳の中学生児童数は729人、15～17歳の児童数は775人となっています。平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

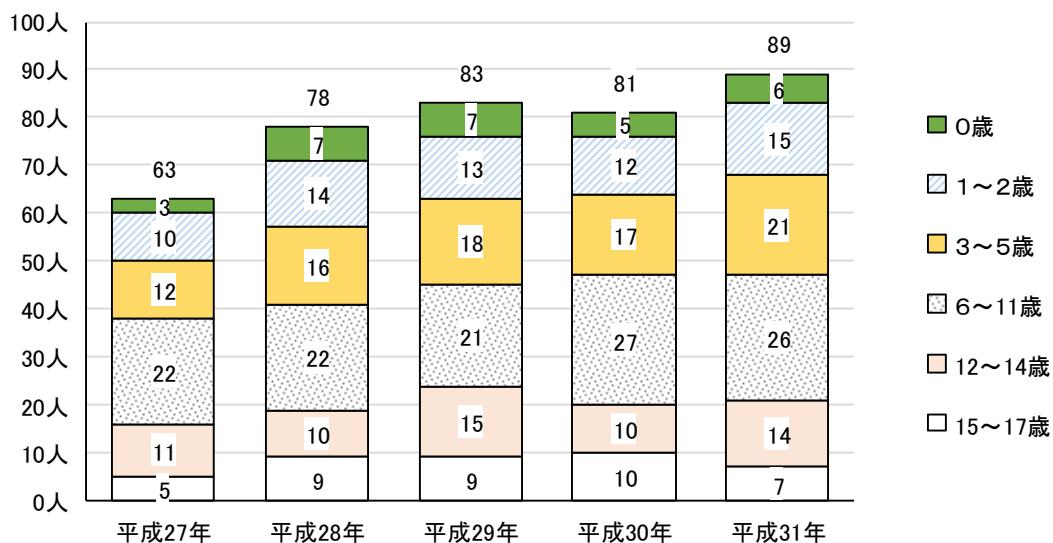
また、外国籍の児童数は、年々徐々に増加し、平成31年には81人となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■外国籍の児童数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

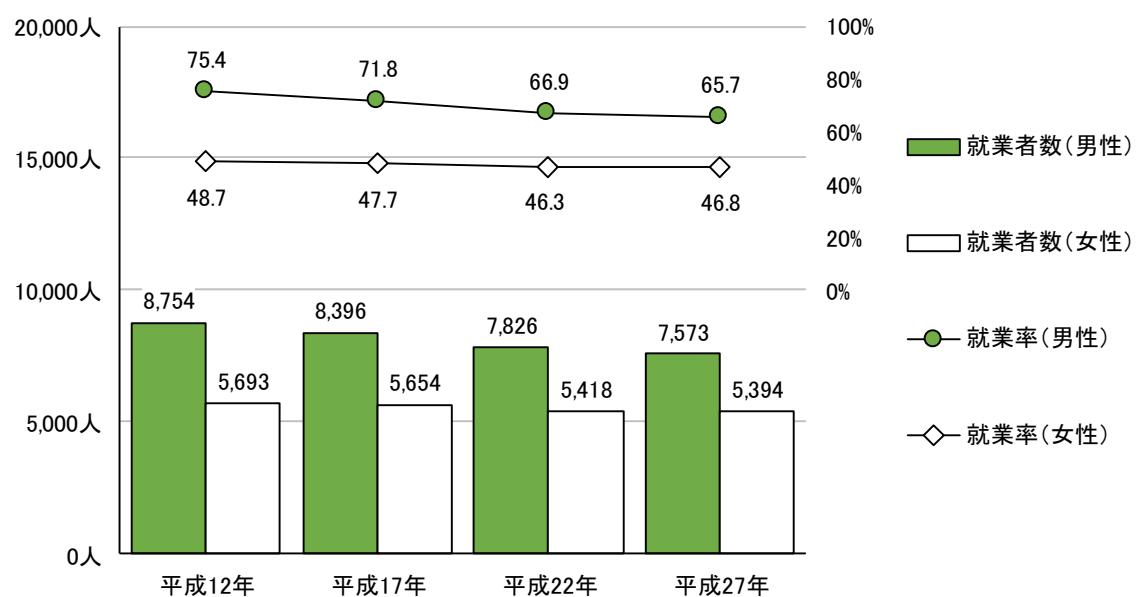
3 就業の状況

(1) 就業者数

本町の就業者数は、男性、女性ともに年々減少し、平成 27 年では男性が 7,573 人、女性が 5,394 人となっています。

同様に就業率も、男性は年々低下していますが、女性は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、平成 27 年では 46.8% となっています。

■就業者数の推移



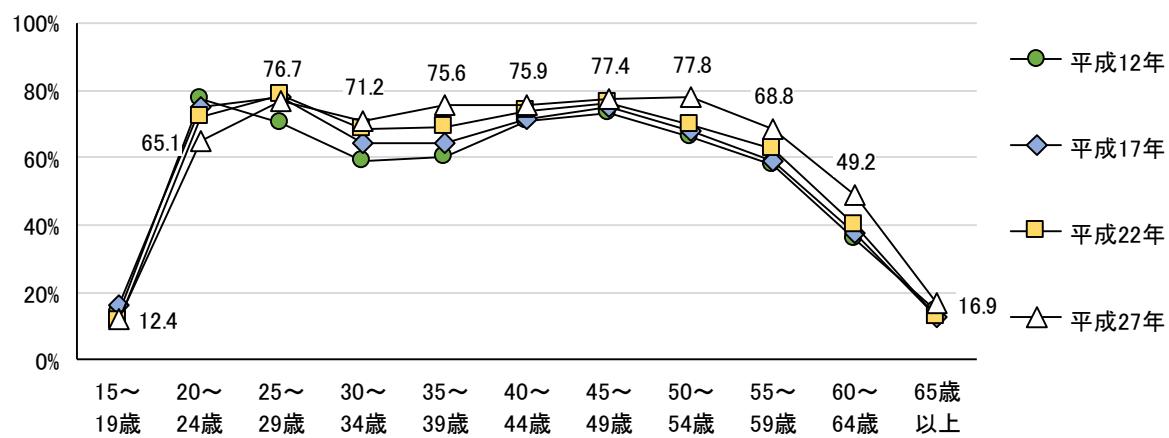
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

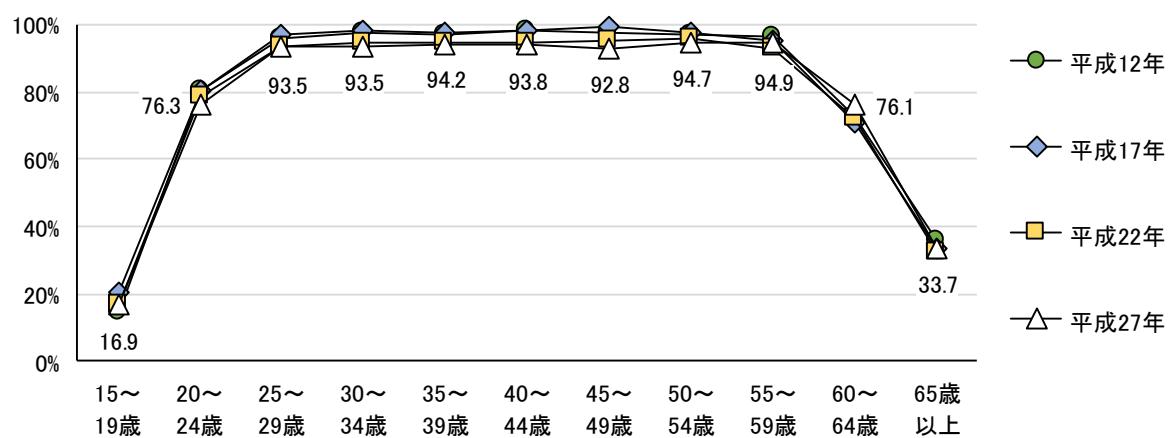
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園

本町には、公立幼稚園が2園設置されています。

平成30年5月現在の入園児童数は183人となっています。

■幼稚園の概要と利用状況（平成30年5月1日現在）

単位：人

| 名称 | 公立・私立 | 定員 | 入園児数 | 入園率 (%) | 利用者数内訳 | | |
|-------|-------|-----|------|------------|--------|----|----|
| | | | | | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| 中野幼稚園 | 公立 | 270 | 110 | 40.7 | 34 | 35 | 41 |
| 長柄幼稚園 | 公立 | 180 | 73 | 40.6 | 20 | 29 | 24 |
| 合計 | | 450 | 183 | 40.7 | 54 | 64 | 65 |

資料：学校教育課

■年度別入園児数（各年5月1日現在）

単位：人

| 名称 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中野幼稚園 | 154 | 148 | 133 | 123 | 110 |
| 高島幼稚園 | 43 | 45 | 40 | 36 | |
| 長柄幼稚園 | 92 | 96 | 87 | 87 | 73 |
| 合計 | 289 | 289 | 260 | 246 | 183 |

資料：学校教育課

(2) 保育園

本町には、公立保育園2園、私立保育園1園の計3園が設置されています。

平成30年4月現在の入園児童数は353人となっています。

■保育園の概要と利用状況（平成30年4月1日現在）

単位：人

| 名称 | 公立・私立 | 開所年 | 対象年齢 | 定員 | 保育時間 (延長保育含む) |
|--------|-------|-------|------|-----|------------------|
| 中央保育園 | 公立 | 昭和46年 | 0歳から | 120 | 7:30~18:30 |
| 南保育園 | 公立 | 昭和48年 | 0歳から | 120 | 7:30~18:30 |
| 風の子保育園 | 私立 | 昭和54年 | 0歳から | 90 | 7:00~19:00 |
| 合計 | | | | 330 | |

資料：子ども支援課

■年度別入園児童者数（各年4月1日現在）

単位：人

| 名称 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央保育園 | 104 | 105 | 106 | 107 | 113 |
| 南保育園 | 101 | 111 | 111 | 121 | 131 |
| 北保育園 | 85 | 86 | 102 | 116 | |
| 風の子保育園 | 107 | 108 | 105 | 107 | 109 |
| 合計 | 397 | 410 | 424 | 451 | 353 |

資料：子ども支援課

(3) 認定こども園

本町には、公立の認定こども園1園が設置されています。

平成30年5月現在の入園児童数は172人となっています。

■認定こども園の概要と利用状況（平成30年5月1日現在）

単位：人

| 名称 | 公立・私立 | 開所年 | 対象年齢 | 定員 | 保育時間 (預かり保育) |
|-------------------|-------|-------|------|-----|-----------------------------|
| おうらこども園 (教育利用) | 公立 | 平成30年 | 3歳から | 60 | 9:00~14:00 (14:00~17:00) |
| おうらこども園 (保育利用) | 公立 | 平成30年 | 0歳から | 150 | 7:30~18:30 |
| 合計 | | | | 210 | |

資料：子ども支援課

■認定こども園の概要と利用状況（平成30年5月1日現在）

単位：人

| 名称 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| おうらこども園 (教育利用) | | | | | 43 |
| おうらこども園 (保育利用) | | | | | 129 |
| 合計 | | | | | 172 |

資料：子ども支援課

●第1期子ども・子育て支援事業計画の実施期間における保育定員の動向

第1期子ども・子育て支援事業計画が実施される前の平成26年と比較すると保育定員は、370人から480人と、100人以上増加している状況です。

- 平成28年度では、園舎の改築に伴い、北保育園の定員を90人から100人にしました。あわせて、中央保育園の定員も90人から100人にしました。
- 平成29年度では、中央保育園の子育て支援拠点事業、南保育園の一時預かり事業、北保育園の多目的ホールを廃止し、それぞれの事業実施場所を保育室として、定員を100人から120人にして、定員増を図りました。
- 平成30年度では、北保育園と高島幼稚園が合併し、認定こども園「おうらこども園」が設置されたことに伴い、保育定員についても、従来の北保育園120人からおうらこども園150人（教育利用定員60人、保育利用定員150人、合計210人の定員）となり、保育定員の増加が図られています。

■第1期子ども・子育て支援事業計画の実施期間における保育定員の動向

単位：人

| | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央保育園 | 90 | 90 | 100 | 120 | 120 | 120 |
| 南保育園 | 100 | 100 | 100 | 120 | 120 | 120 |
| 北保育園 | 90 | 90 | 100 | 120 | | |
| おうらこども園 | | | | | 150 | 150 |
| 風の子保育園 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 合計 | 370 | 370 | 390 | 450 | 480 | 480 |

資料：子ども支援課

(4) 小学校

本町には、小学校が4校設置されており、児童数は平成30年5月現在1,299人となっています。

■小学校児童数、学級数の推移（各年5月1日現在）

単位：人

| | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中野 小学校 | 児童数 | 460 | 430 | 410 | 390 | 386 |
| | 学級数 | 17 | 17 | 17 | 16 | 16 |
| 高島 小学校 | 児童数 | 226 | 217 | 210 | 200 | 188 |
| | 学級数 | 11 | 11 | 9 | 10 | 9 |
| 長柄 小学校 | 児童数 | 465 | 455 | 465 | 454 | 457 |
| | 学級数 | 18 | 17 | 18 | 18 | 19 |
| 中野東 小学校 | 児童数 | 320 | 312 | 293 | 283 | 268 |
| | 学級数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 14 |
| 合計 | 児童数 | 1,471 | 1,414 | 1,378 | 1,327 | 1,299 |
| | 学級数 | 59 | 58 | 57 | 57 | 58 |

資料：学校教育課

■学年別生徒数・学級数（平成30年5月1現在）

単位：人、学級

| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 内特学 | 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 中野 小学校 | 児童数 | 59 | 62 | 65 | 54 | 78 | 68 | 3 | 386 |
| | 学級数 | 2 | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 16 |
| 高島 小学校 | 児童数 | 28 | 22 | 36 | 28 | 39 | 35 | 2 | 188 |
| | 学級数 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 9 |
| 長柄 小学校 | 児童数 | 69 | 59 | 88 | 78 | 82 | 81 | 7 | 457 |
| | 学級数 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 19 |
| 中野東 小学校 | 児童数 | 39 | 51 | 37 | 52 | 42 | 47 | 8 | 268 |
| | 学級数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 14 |
| 合計 | 児童数 | 195 | 194 | 226 | 212 | 241 | 231 | 20 | 1,299 |
| | 学級数 | 8 | 8 | 9 | 8 | 10 | 8 | 7 | 58 |

資料：学校教育課

(5) 中学校

本町には、中学校が2校設置されており、生徒数は平成30年5月現在716人となっています。

■中学校生徒数、学級数の推移（各年5月1日現在）

単位：人、学級

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 邑楽中 学校 | 生徒数 | 526 | 514 | 528 | 518 | 506 |
| | 学級数 | 16 | 15 | 16 | 16 | 16 |
| 邑楽南 中学校 | 生徒数 | 250 | 241 | 229 | 220 | 210 |
| | 学級数 | 10 | 10 | 8 | 7 | 7 |
| 合計 | 生徒数 | 776 | 755 | 757 | 738 | 716 |
| | 学級数 | 26 | 25 | 24 | 23 | 23 |

資料：学校教育課

■学年別生徒数・学級数（平成30年5月1日現在）

単位：人、学級

| | | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 内特学 | 計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 邑楽中 学校 | 生徒数 | 166 | 174 | 166 | 3 | 506 |
| | 学級数 | 5 | 5 | 5 | 1 | 16 |
| 邑楽南 中学校 | 生徒数 | 66 | 71 | 73 | 2 | 210 |
| | 学級数 | 2 | 2 | 2 | 1 | 7 |
| 合計 | 生徒数 | 232 | 245 | 239 | 5 | 716 |
| | 学級数 | 7 | 7 | 7 | 2 | 23 |

資料：学校教育課

(6) 放課後児童クラブ

本町には、学童保育が6施設あります。

1日平均利用者数は、平成30年が315.3人となっています。

■学童保育施設の所在地

| 名称 | 所在地 |
|-------------|----------------|
| 南児童館 | 邑楽町大字篠塚 1411-8 |
| 北児童館 | 邑楽町大字藤川 371 |
| 中央児童館 | 邑楽町大字中野 3052 |
| 東児童館 | 邑楽町大字中野 5073 |
| 学童保育所くらかけ広場 | 邑楽町大字篠塚 1277-1 |
| 学童保育所いちばんぼし | 邑楽町大字中野 2204-1 |
| 学童保育所ポランの広場 | 平成27年度で廃止 |

資料：子ども支援課

■利用児童数の推移（平成30年1日平均利用者数）

単位：人

| 名称 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 合計 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 南児童館 | 11.9 | 12.2 | 12.7 | 4.2 | 8.7 | 0.8 | 50.5 |
| 北児童館 | 10.3 | 9.4 | 12.0 | 5.1 | 9.0 | 1.0 | 46.8 |
| 中央児童館 | 18.8 | 19.9 | 10.6 | 10.6 | 9.1 | 2.4 | 71.4 |
| 東児童館 | 11.9 | 16.3 | 7.3 | 5.2 | 4.3 | 0.6 | 45.6 |
| 学童保育所くらかけ広場第1 | 8.0 | 7.0 | 9.0 | 5.0 | 0 | 4.0 | 33.0 |
| 学童保育所くらかけ広場第2 | 7.0 | 6.0 | 5.0 | 0 | 5.0 | 0 | 23.0 |
| 学童保育所いちばんぼし | 8.7 | 5.2 | 13.0 | 5.2 | 5.2 | 7.7 | 45.0 |
| 合計 | 76.6 | 76.0 | 69.6 | 35.3 | 41.3 | 16.5 | 315.3 |

資料：子ども支援課

■利用児童数の推移（1日平均利用者数）

単位：人

| 名称 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南児童館 | 39.1 | 35.5 | 45.0 | 47.2 | 50.5 |
| 北児童館 | 47.2 | 41.5 | 44.6 | 42.7 | 46.8 |
| 中央児童館 | 54.2 | 54.5 | 61.2 | 68.8 | 71.4 |
| 東児童館 | 39.0 | 43.7 | 46.2 | 50.8 | 45.6 |
| 学童保育所くらかけ広場第1 | 20.0 | 22.0 | 28.0 | 42.0 | 33.0 |
| 学童保育所くらかけ広場第2 | | | | | 23.0 |
| 学童保育所いちばんぼし | 38.0 | 40.0 | 35.0 | 30.0 | 45.0 |
| 学童保育所ポランの広場 | 9.0 | 8.0 | | | |
| 合計 | 246.5 | 245.2 | 260.0 | 281.5 | 315.3 |

資料：子ども支援課

(7) 母子保健事業の状況

①母子保健事業

母子訪問事業では、妊婦、乳児（内新生児）、幼児を対象に実施しており、実施状況は以下のとおりです。

■平成 29・30 年度母子訪問事業の状況

単位：人

| 区分 | 年度 | 妊産婦 | 乳児（内新生児） | 幼児 | 計 |
|----|----------|-----|-----------|----|-----|
| 初回 | 平成 29 年度 | 143 | 148 (138) | 77 | 368 |
| | 平成 30 年度 | 132 | 134 (121) | 65 | 331 |
| 延べ | 平成 29 年度 | 162 | 178 (145) | 88 | 428 |
| | 平成 30 年度 | 136 | 141 (124) | 69 | 346 |

資料：健康福祉課

②乳幼児健診・相談事業

乳幼児健診・相談事業は、各種健診や相談事業を実施しています。受診率では、健診は 97% を超えています。

■平成 29・30 年度乳幼児健診・相談事業の状況

単位：人

| 区分 | 年度 | 対象者 | 受診者 (初回・延) | 受診率 (%) | 健診結果区分 | | | |
|---------------|----------|-----|---------------|------------|--------|-----|-----|-----|
| | | | | | 異常なし | 既医療 | 要観察 | 要医療 |
| 4か月児 健診 | 平成 29 年度 | 148 | 146・176 | 98.6 | 104 | 4 | 31 | 7 |
| | 平成 30 年度 | 131 | 133・169 | 101.5 | 89 | 8 | 31 | 5 |
| 8か月児 健診 | 平成 29 年度 | 152 | 152・154 | 100.0 | 127 | 9 | 10 | 6 |
| | 平成 30 年度 | 134 | 130・142 | 97.0 | 109 | 5 | 10 | 6 |
| 1歳 6か 月児健診 | 平成 29 年度 | 150 | 149・161 | 99.3 | 134 | 4 | 10 | 1 |
| | 平成 30 年度 | 172 | 171・181 | 99.4 | 153 | 9 | 9 | 0 |
| 2歳児 歯科健診 | 平成 29 年度 | 158 | 159・159 | 100.6 | 144 | 1 | 9 | 5 |
| | 平成 30 年度 | 181 | 177・177 | 97.8 | 166 | 5 | 5 | 1 |
| 3歳児 健診 | 平成 29 年度 | 182 | 177・177 | 97.3 | 163 | 5 | 2 | 7 |
| | 平成 30 年度 | 168 | 168・169 | 100.0 | 152 | 8 | 2 | 6 |
| 離乳食 相談 | 平成 29 年度 | 319 | 276 | 86.5 | 274 | 0 | 2 | 0 |
| | 平成 30 年度 | 270 | 271 | 100.3 | 268 | 0 | 3 | 0 |
| 幼児健康 相談 | 平成 29 年度 | 40 | 39 | 97.5 | 2 | 0 | 25 | 12 |
| | 平成 30 年度 | 41 | 38 | 92.7 | 2 | 0 | 15 | 21 |
| ことばの 相談 | 平成 29 年度 | 7 | 7 | 100.0 | 0 | 0 | 7 | 0 |
| | 平成 30 年度 | 15 | 15 | 100.0 | 8 | 0 | 1 | 6 |

資料：健康福祉課

(8) 予防接種の状況

予防接種は、8つ実施しており、対象者、接種率は以下のとおりです。

■平成30年度予防接種の接種状況

単位：人

| 予防接種名 | 接種回数 | 対象者 | 接種者 | 接種率(%) |
|-----------|---------|-----|-----|--------|
| ヒブ | 1回目 | 128 | 123 | 96.1 |
| | 2回目 | 128 | 121 | 94.5 |
| | 3回目 | 131 | 125 | 95.4 |
| | 追加 | 157 | 157 | 100.0 |
| 小児用肺炎球菌 | 1回目 | 128 | 123 | 96.1 |
| | 2回目 | 128 | 124 | 96.9 |
| | 3回目 | 131 | 125 | 95.4 |
| | 追加 | 157 | 157 | 100.0 |
| 四種混合 | 1回目 | 128 | 124 | 96.9 |
| | 2回目 | 131 | 128 | 97.7 |
| | 3回目 | 132 | 135 | 102.3 |
| | 追加 | 174 | 162 | 93.1 |
| 二種混合 | 2期 | 238 | 226 | 95.0 |
| B C G | | 138 | 135 | 97.8 |
| 麻しん・風しん混合 | 1期 | 166 | 160 | 96.4 |
| | 2期 | 185 | 181 | 97.8 |
| 水痘 | 1回目 | 166 | 153 | 92.2 |
| | 2回目 | 180 | 142 | 78.9 |
| 日本脳炎 | 1期初回1回目 | 189 | 210 | 111.1 |
| | 1期初回2回目 | 189 | 217 | 114.8 |
| | 1期追加 | 171 | 216 | 126.3 |
| | 2期 | 211 | 244 | 115.6 |

資料：健康福祉課

5 アンケート調査結果について

(1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて、本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査として実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

○調査実施日：平成 31 年 1 月

| | 調査対象者 | 対象者数 | |
|---|------------|-------|---|
| 1 | 就学前児童保護者 | 600 人 | ・就学児童を持つ保護者を対象に郵送による配付・回収。 ・町内の幼稚園・保育園・認定こども園を通じて回収。 |
| 2 | 小学校就学児童保護者 | 400 人 | ・小学 1～6 年生を対象に郵送による配付・回収、町内の小学校を通じて回収。 |

(3) 回収状況

| | 対象者 | 配付数 | 回収数 | 回収率(%) |
|---|------------|-------|-------|--------|
| 1 | 就学前児童保護者 | 600 人 | 398 件 | 66.3% |
| 2 | 小学校就学児童保護者 | 400 人 | 270 件 | 67.5% |

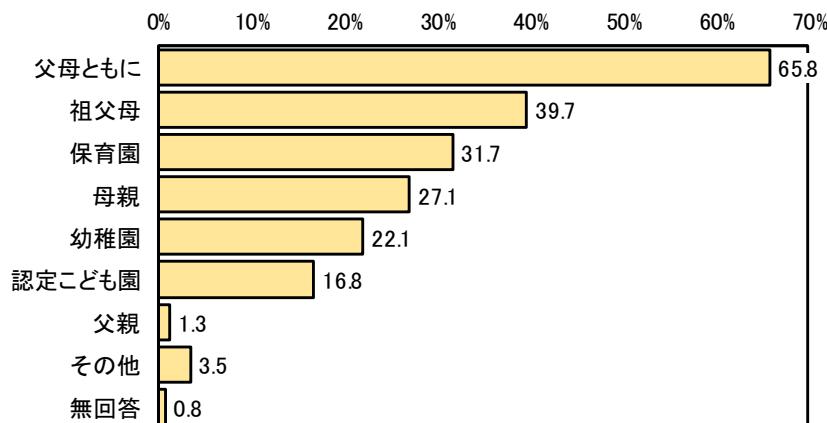
(4) ニーズ調査結果抜粋

①子育てに日常的に関わっている人・施設

【就学前児童保護者】

子育てに日常的に関わっている人・施設は、「父母ともに」が 65.8%で最も多く、次いで「祖父母」が 39.7%、「保育園」が 31.7%、「母親」が 27.1%、「幼稚園」が 22.1%などとなっています。

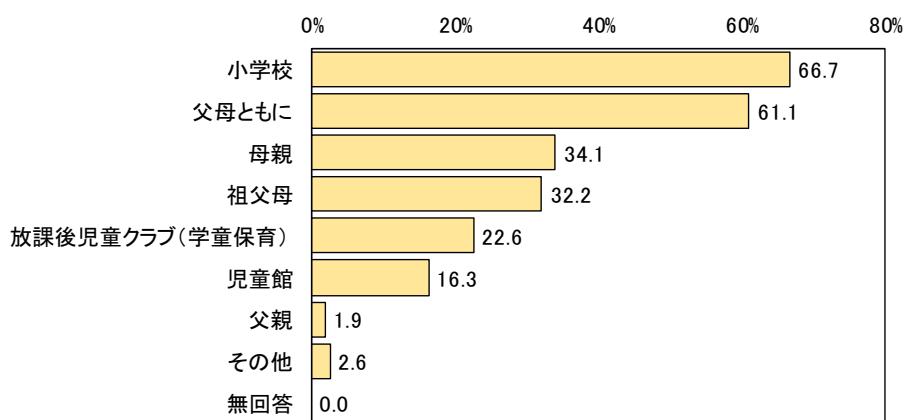
(n=398)



【小学校就学児童保護者】

子育てに日常的に関わっている人・施設は、「小学校」が 66.7%で最も多く、次いで「父母ともに」が 61.1%、「母親」が 34.1%、「祖父母」が 32.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 22.6%などとなっています。

(n=270)

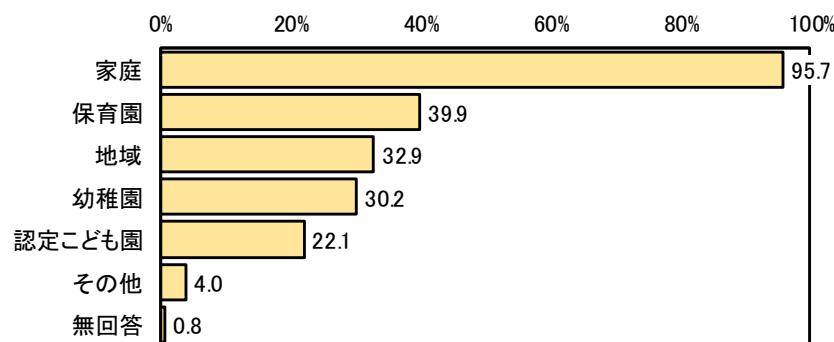


②子育てに影響する環境

【就学前児童保護者】

子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が95.7%で最も多く、次いで「保育園」が39.9%、「地域」が32.9%、「幼稚園」が30.2%、「認定こども園」が22.1%などとなっています。

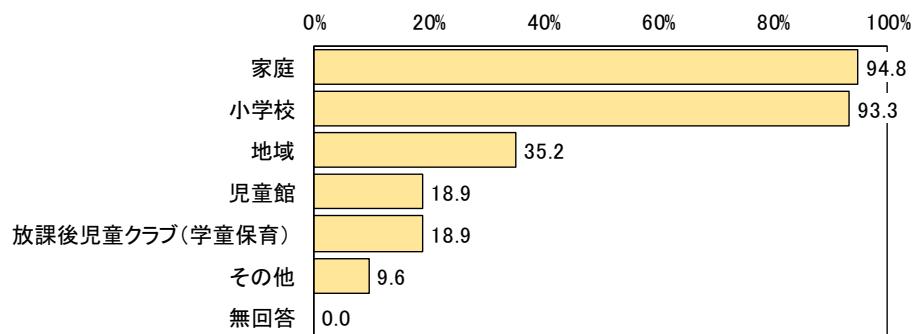
(n=398)



【小学校就学児童保護者】

子育てに影響すると思われる環境は、「家庭」が94.8%で最も多く、次いで「小学校」が93.3%、「地域」が35.2%、「児童館」、「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに18.9%などとなっています。

(n=270)

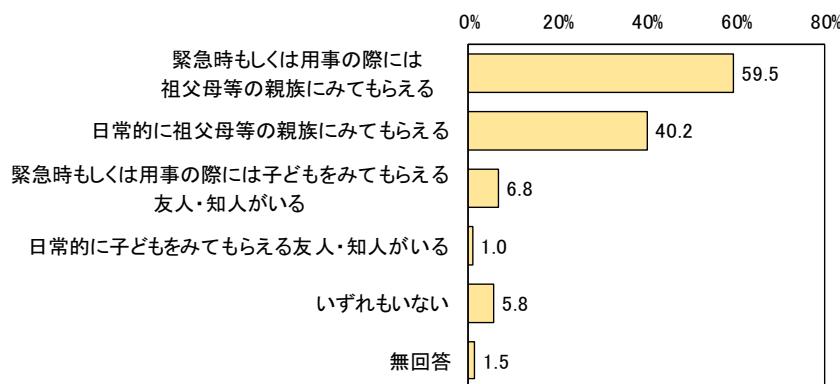


③子どもをみてもらえる親族・知人の有無

【就学前児童保護者】

子どもをみてもらえる親族・友人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.5%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が40.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が6.8%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が1.0%となっています。

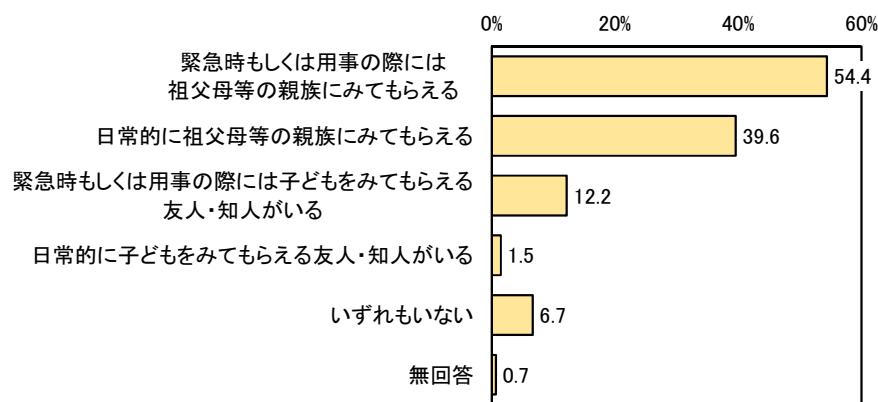
(n=398)



【小学校就学児童保護者】

子どもをみてもらえる親族・友人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が54.4%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が39.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が12.2%となっています。

(n=270)



④保護者の就労状況について

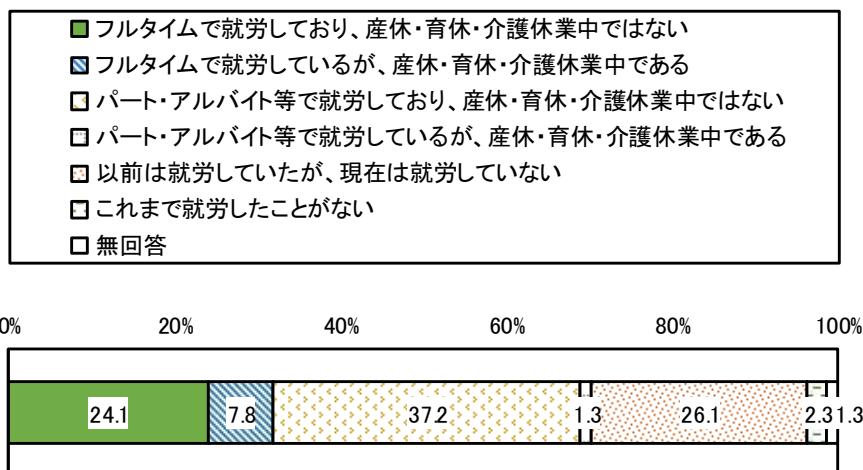
【就学前児童保護者】

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が37.2%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.1%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.1%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が7.8%などとなっています。

また、父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が89.4%で最も多くなっています。

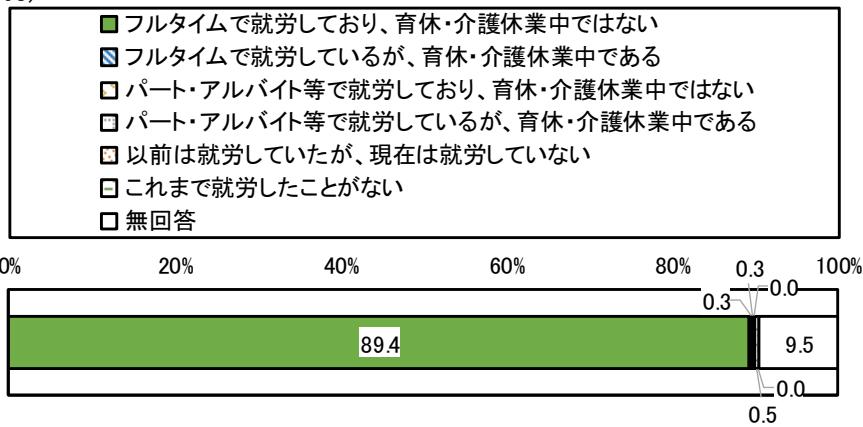
■母親の就労状況

(n=398)



■父親の就労状況

(n=398)



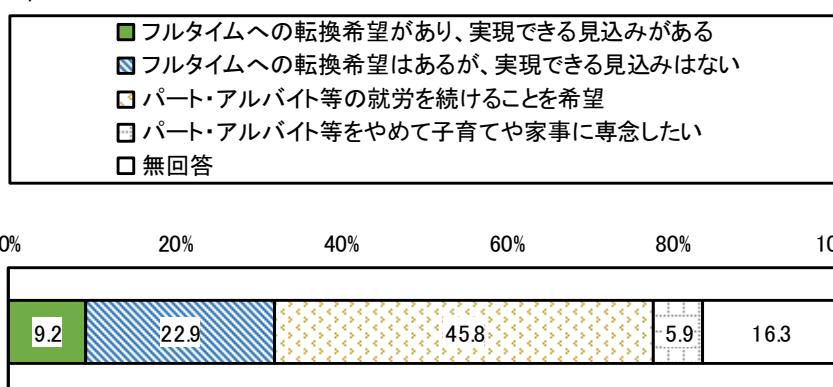
【就学前児童保護者】

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望は、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が9.2%、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が22.9%、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が45.8%、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」が5.9%となっています。

就労していない母親の就労希望は、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が42.5%で最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が21.2%、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」が20.4%となっています。

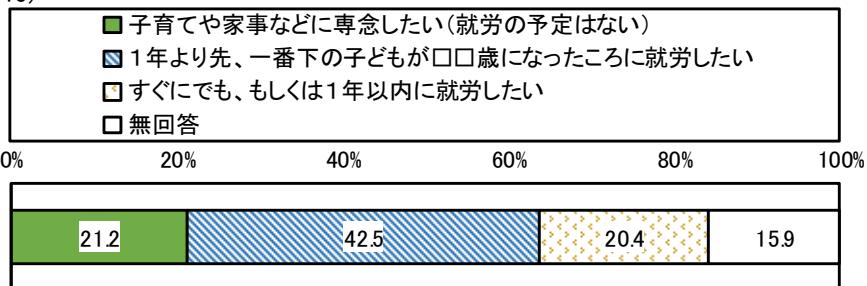
■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望

(n=153)



■現在就労していない母親の就労希望

(n=113)



⑤保育園や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

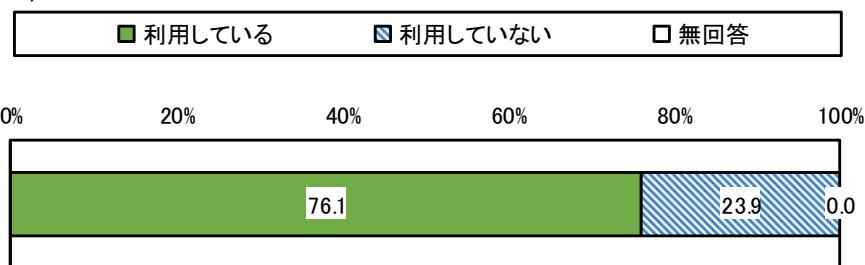
【就学前児童保護者】

平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況は、「利用している」が76.1%、「利用していない」が23.9%となっています。

また、利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育園」が41.6%で最も多く、次いで「幼稚園」が29.0%、「認定こども園（保育利用）」が15.5%、「幼稚園の預かり保育」が10.9%、「認定こども園（教育利用）」が9.2%などとなっています。

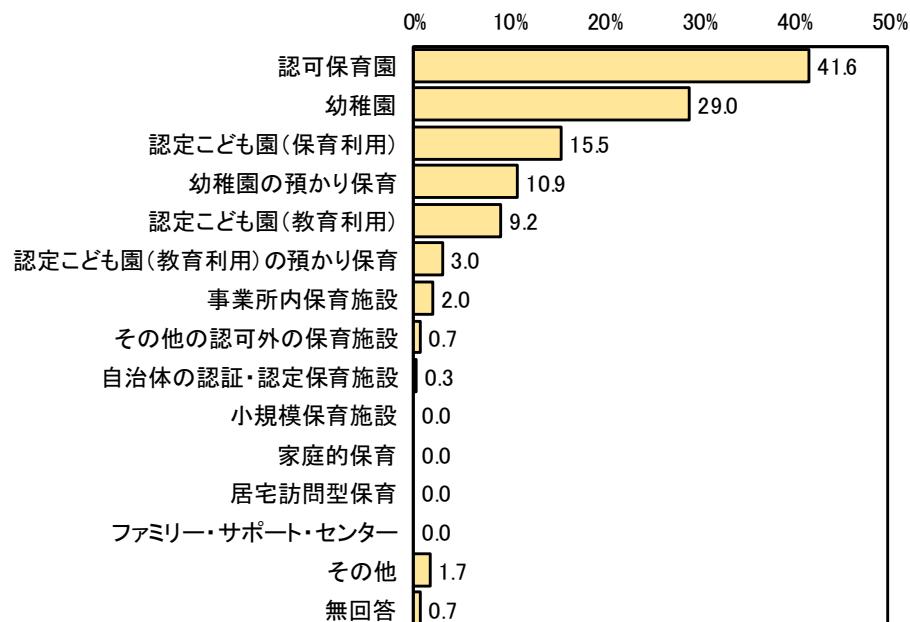
■現在の定期的な教育・保育の事業の利用状況

(n=398)



■現在利用している保育園や幼稚園等の施設・サービス

(n=303)



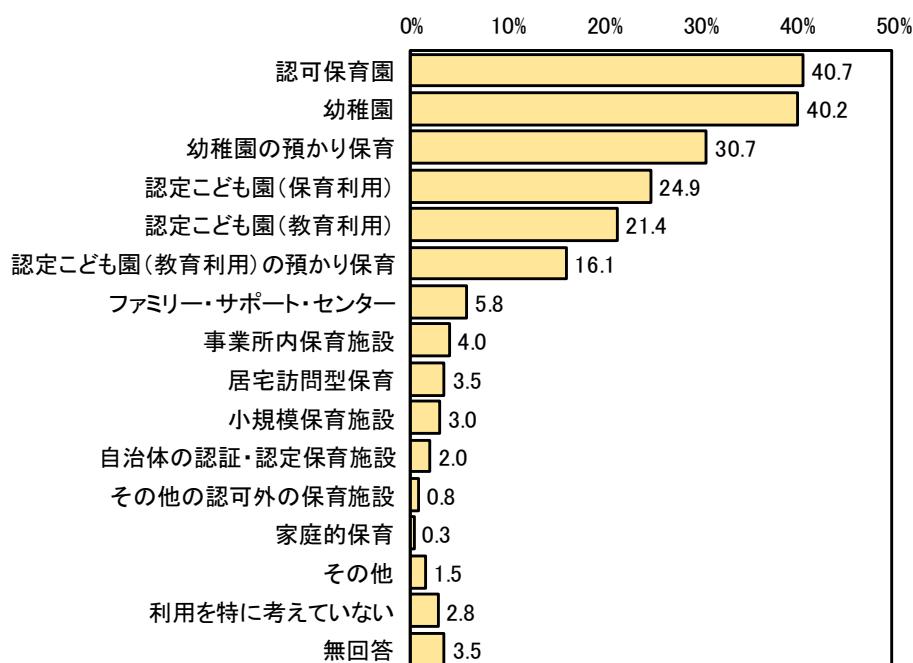
【就学前児童保護者】

利用したい平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育園」が40.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が40.2%、「幼稚園の預かり保育」が30.7%、「認定こども園（保育利用）」が24.9%、「認定こども園（教育利用）」が21.4%などとなっています。

全国的な傾向と本町においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

■今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス

(n=398)



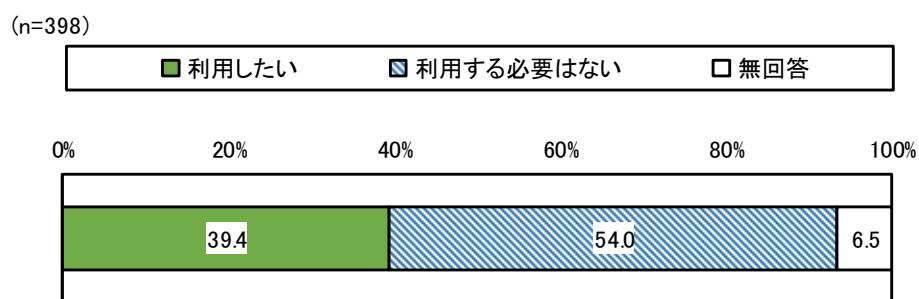
⑥私用等の目的での一時預かりの利用希望について

【就学前児童保護者】

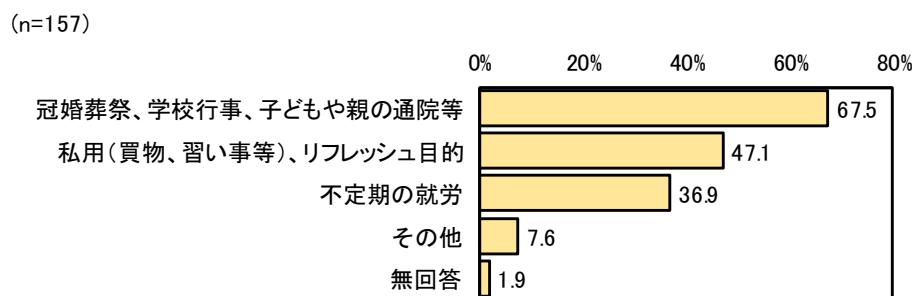
私用等の目的での事業の利用希望は、「利用したい」が 39.4%、「利用する必要はない」が 54.0%となっています。

また、事業の利用目的は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 67.5%で最も多く、次いで「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が 47.1%、「不定期の就労」が 36.9%などとなっています。

■私用等の目的での事業の利用希望



■事業の利用目的



⑦地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用希望について

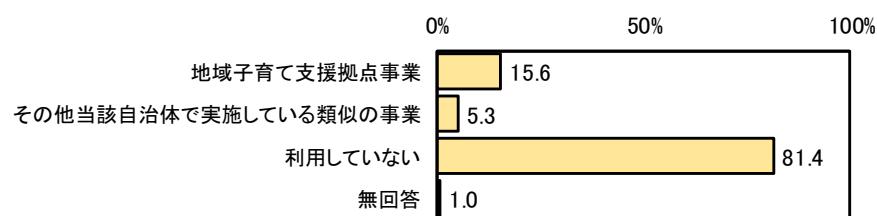
【就学前児童保護者】

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業」が 15.6%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が 5.3%となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」が 18.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.5%、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が 68.6%となっています。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

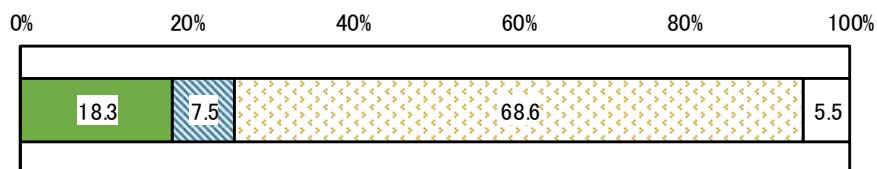
(n=398)



■ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

(n=398)

- 利用していないが、今後利用したい
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない
- 無回答



⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について

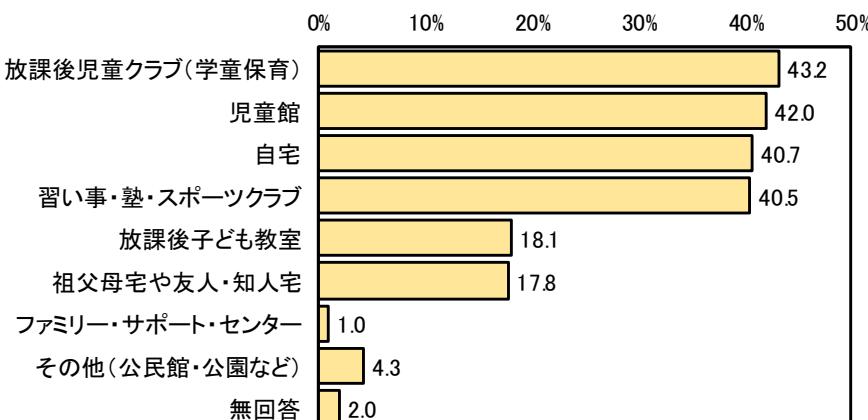
【就学前児童保護者】

希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ（学童保育）」が43.2%で最も多く、次いで「児童館」が42.0%、「自宅」が40.7%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が40.5%、「放課後子ども教室」が18.1%などとなっています。

また、希望する高学年時の放課後の過ごし方は、「習い事・塾・スポーツクラブ」が53.3%で最も多く、次いで「自宅」が51.0%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が35.7%、「児童館」が34.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が22.9%などとなっています。

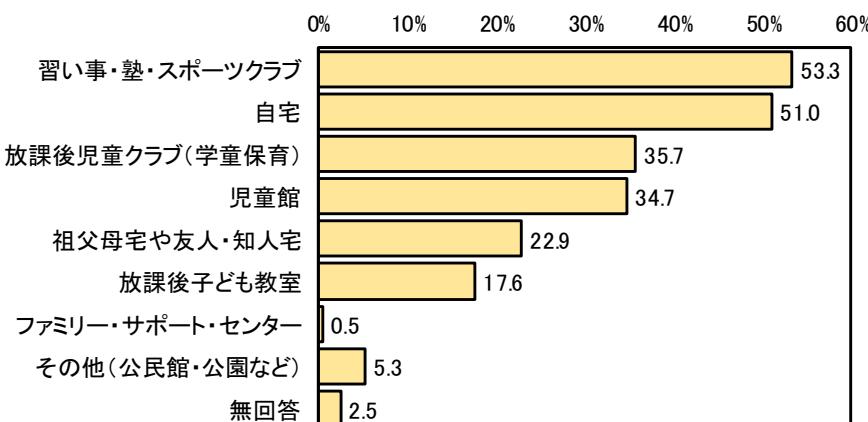
■希望する低学年時（1～3年生）の放課後の過ごし方

(n=398)



■希望する高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方

(n=398)



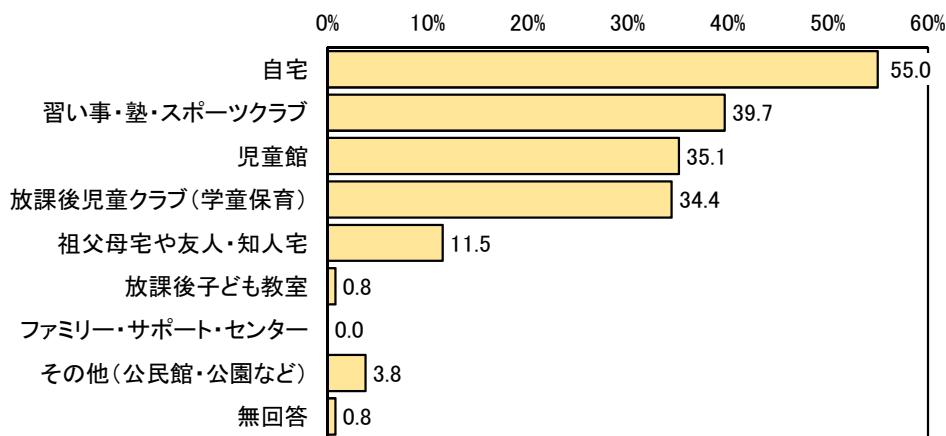
【小学校就学児童保護者（1～3年生）】

現在の子どもの放課後の過ごし方は、「自宅」が55.0%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が39.7%、「児童館」が35.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が11.5%などとなっています。

また、希望する高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が61.8%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が46.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が27.5%、「児童館」が26.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.7%などとなっています。

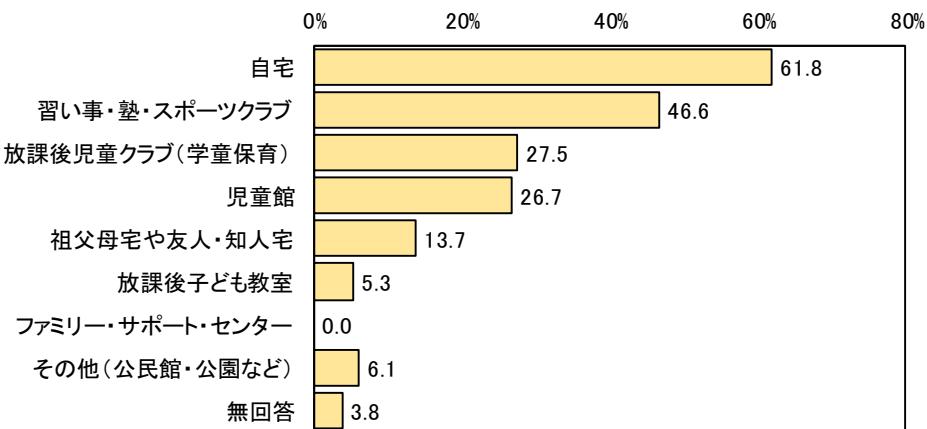
■現在の放課後の過ごし方

(n=131)



■希望する高学年（4～6年生）の放課後の過ごし方

(n=131)



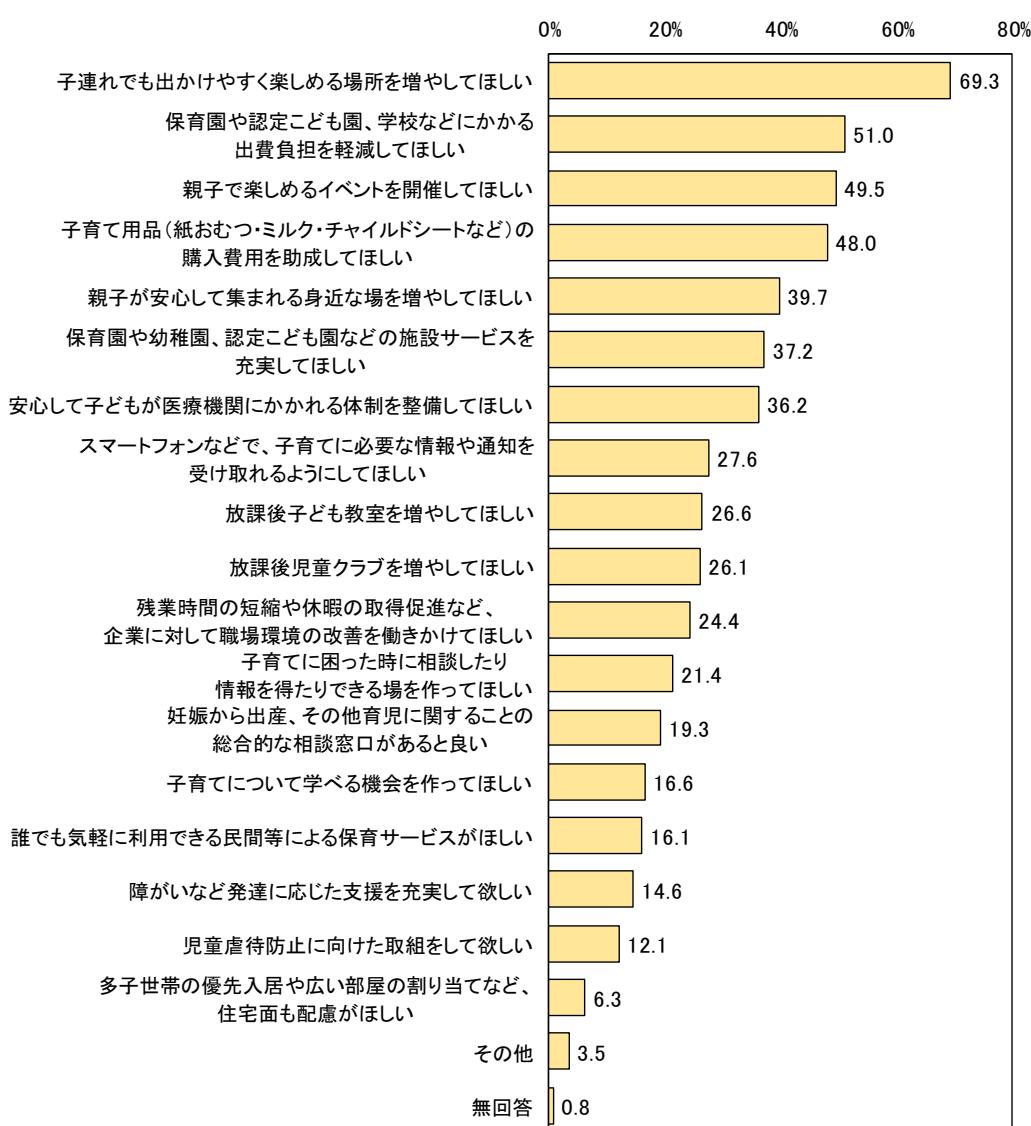
⑨子育て支援環境充実のための必要な支援について

【就学前児童保護者】

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 69.3%で最も多く、次いで「保育園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」が 51.0%、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」が 49.5%となっています。

■子育て支援環境充実のための必要な支援について

(n=398)

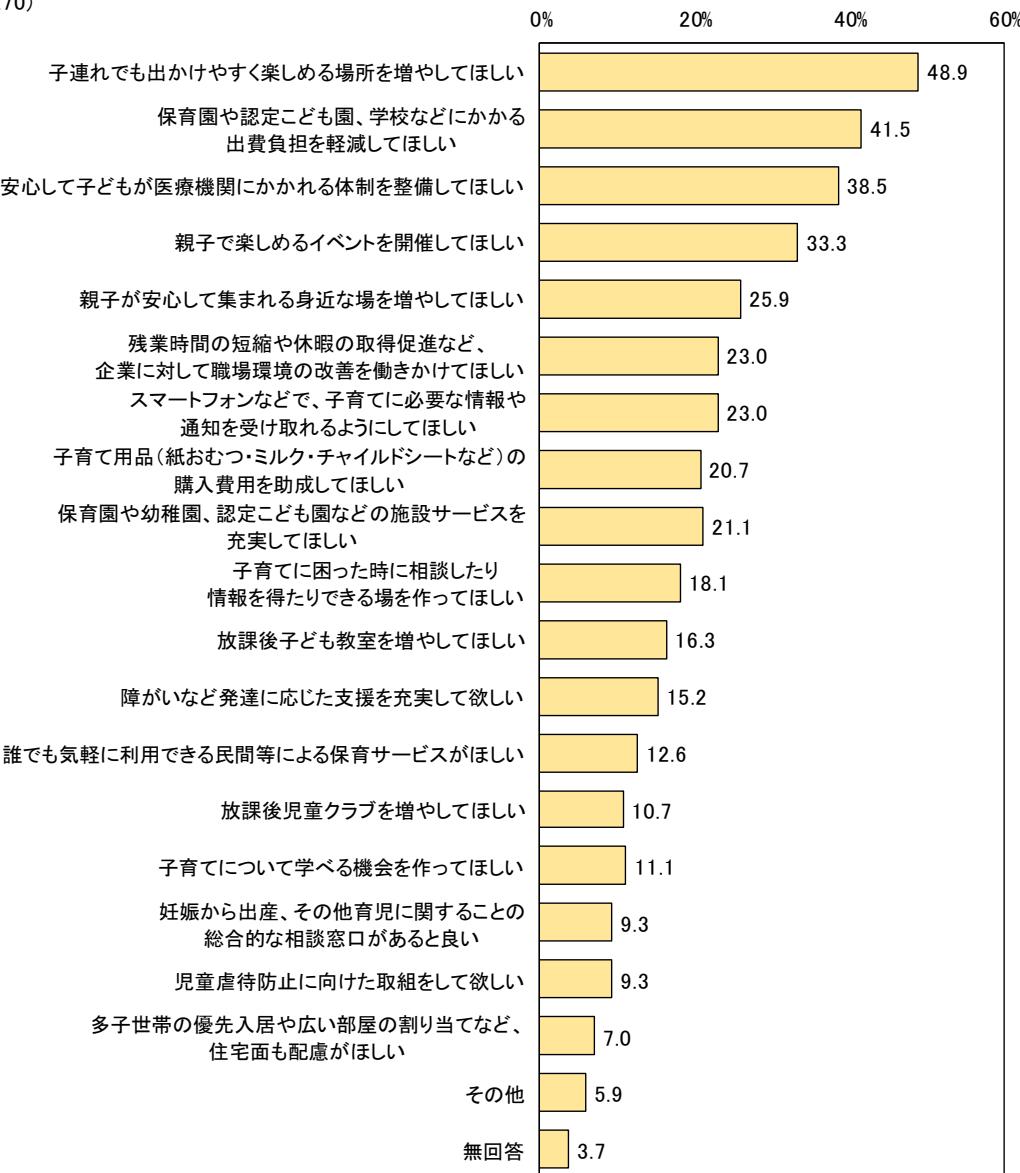


【小学校就学児童保護者】

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が48.9%で最も多く、次いで「保育園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」が41.5%となっています。

■子育て支援環境充実のための必要な支援について

(n=270)



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

本町では、子どもが邑楽町で生まれてよかったですと実感し、親もこのまちで子育てをしてよかったですと実感できるように地域で支えるまちづくりを目指しています。

第2期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第1期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

2 基本的視点

本計画では、第1期計画の考え方を継承し、策定及び事業の実施にあたっては、次の9つの視点を基本として総合的な子育て支援施策を推進します。

1 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの命や発達を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重される支援が必要です。そのために、男女が協力して子育てを行える環境づくりに取り組み、子どもが安心して健やかに育つよう社会全体で支援します。

2 次代の親づくりという視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

3 サービス利用者の視点

核家族化の進行や価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援への利用者のニーズも多様化しています。このような多様なニーズに対応できるように、利用者の視点に立ち、柔軟な取り組みを進めます。

4 社会全体による支援の視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組みます。

5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組みます。

6 すべての子どもと家庭への支援の視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分な対応ができるよう社会的養護体制について質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおける孤立等も含め、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

7 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、N P O、子育てサークル、子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体等が活躍しているほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や地域に受け継がれる伝統文化等があります。また、学校施設、公民館、児童福祉施設等の各種公共施設もあります。こうした様々な社会資源と連携を図る（社会資源同士の連携も含む）取り組みを進めます。

8 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス量とともにサービスの質を確保することが重要となります。サービスの質を評価し向上させるために、人材の資質向上とともに情報公開を推進します。

9 地域特性の視点

地域における人口構造や産業構造、社会資源の状況等、地域の特性を生かした主体的な取り組みを進めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策を推進します。

基本目標 1 地域における子育て支援

幼児期における集団生活の経験は子どもにとって大きな意味をもち、生活習慣、情操面などいろいろな体験は子どもの人格形成に大きな役割を果たします。周囲の環境や人々とのふれあいを通じて、子どもの成長を促します。

また、すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
- 2 保育サービスの充実
- 3 子育て支援のネットワークづくり
- 4 児童の健全育成
- 5 子育て家庭に対する経済的支援

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図るなど、母子保健の充実を図ります。

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 食育の推進
- 3 子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実
- 4 小児医療の充実

基本目標3**要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進**

すべての子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実
- 4 子どもの貧困対策の推進

基本目標4**子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備**

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- 1 次代の親の育成
- 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 3 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標5**職業生活と家庭生活との両立の推進**

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる地域社会づくりを推進します。

- 1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細やかな支援を推進します。

- 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭にやさしい地域の交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- 1 良質な住宅及び居住環境の整備
- 2 安全な道路交通環境の整備
- 3 安心して外出できる環境の整備

4 計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | |
|----------------------------------|--------------------------|------|----------------------------|
| 子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町 | 地域における子育て支援 | 1 | 地域における子育て支援サービスの充実 |
| | | 2 | 保育サービスの充実 |
| | | 3 | 子育て支援のネットワークづくり |
| | | 4 | 児童の健全育成 |
| | | 5 | 子育て家庭に対する経済的支援 |
| | 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 | 1 | 子どもや母親の健康の確保 |
| | | 2 | 食育の推進 |
| | | 3 | 子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実 |
| | | 4 | 小児医療の充実 |
| | 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進 | 1 | 児童虐待防止対策の充実 |
| | | 2 | ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| | | 3 | 障がい児施策の充実 |
| | | 4 | 子どもの貧困対策の推進 |
| | 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備 | 1 | 次代の親の育成 |
| | | 2 | 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 |
| | | 3 | 家庭や地域の教育力の向上 |
| | | 4 | 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 |
| | 職業生活と家庭生活との両立の推進 | 1 | 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し |
| | | 2 | 仕事と子育ての両立のための基盤整備 |
| | 子どもの安全の確保 | 1 | 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 |
| | | 2 | 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 |
| | 子育てを支援する生活環境の整備 | 1 | 良質な住宅及び居住環境の整備 |
| | | 2 | 安全な道路交通環境の整備 |
| | | 3 | 安心して外出できる環境の整備 |

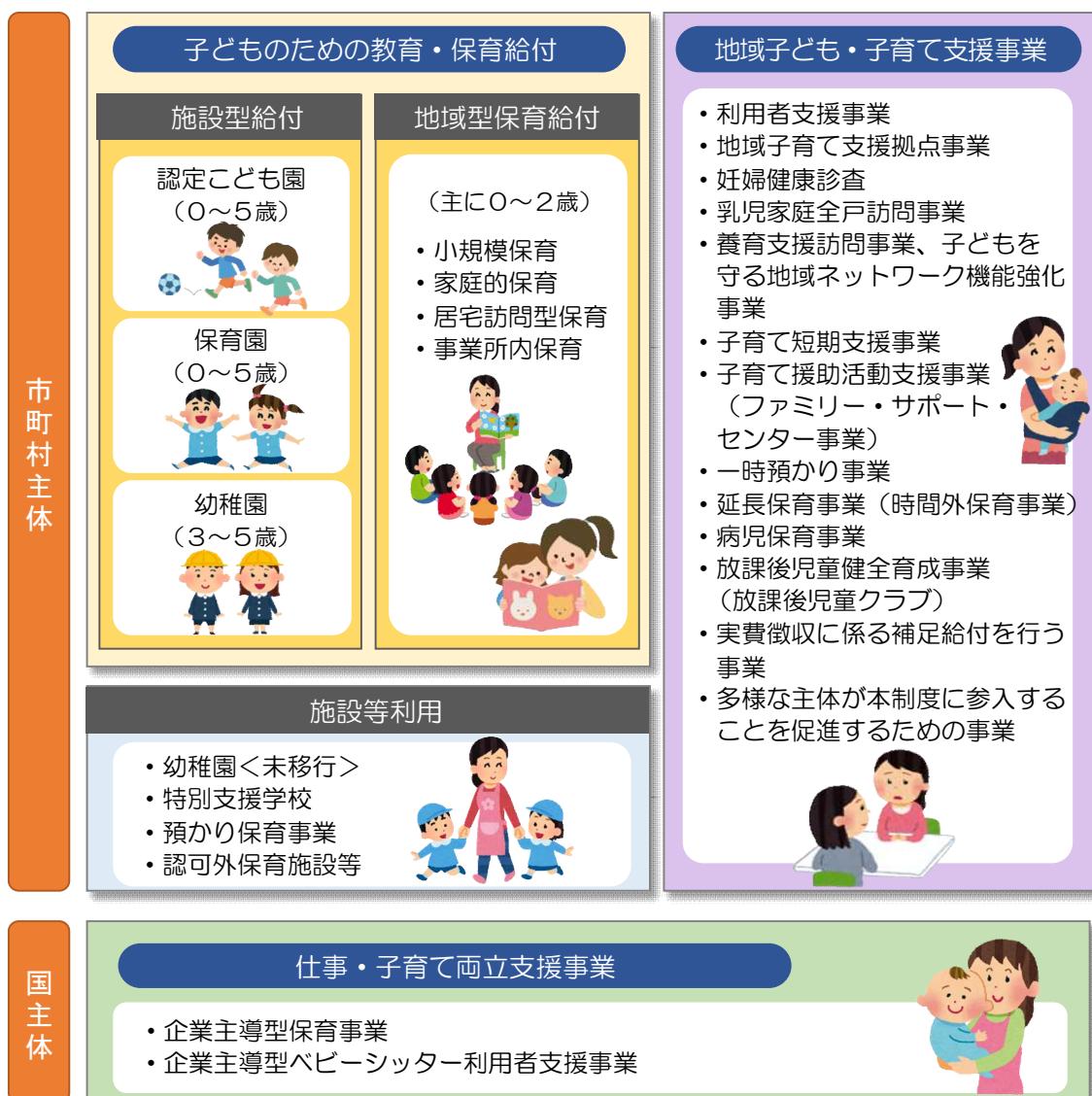
第4章 幼児期の教育・保育及び 地域の子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 子ども・子育て支援サービスの概要

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされており、本章では、これらの事業計画について示します。

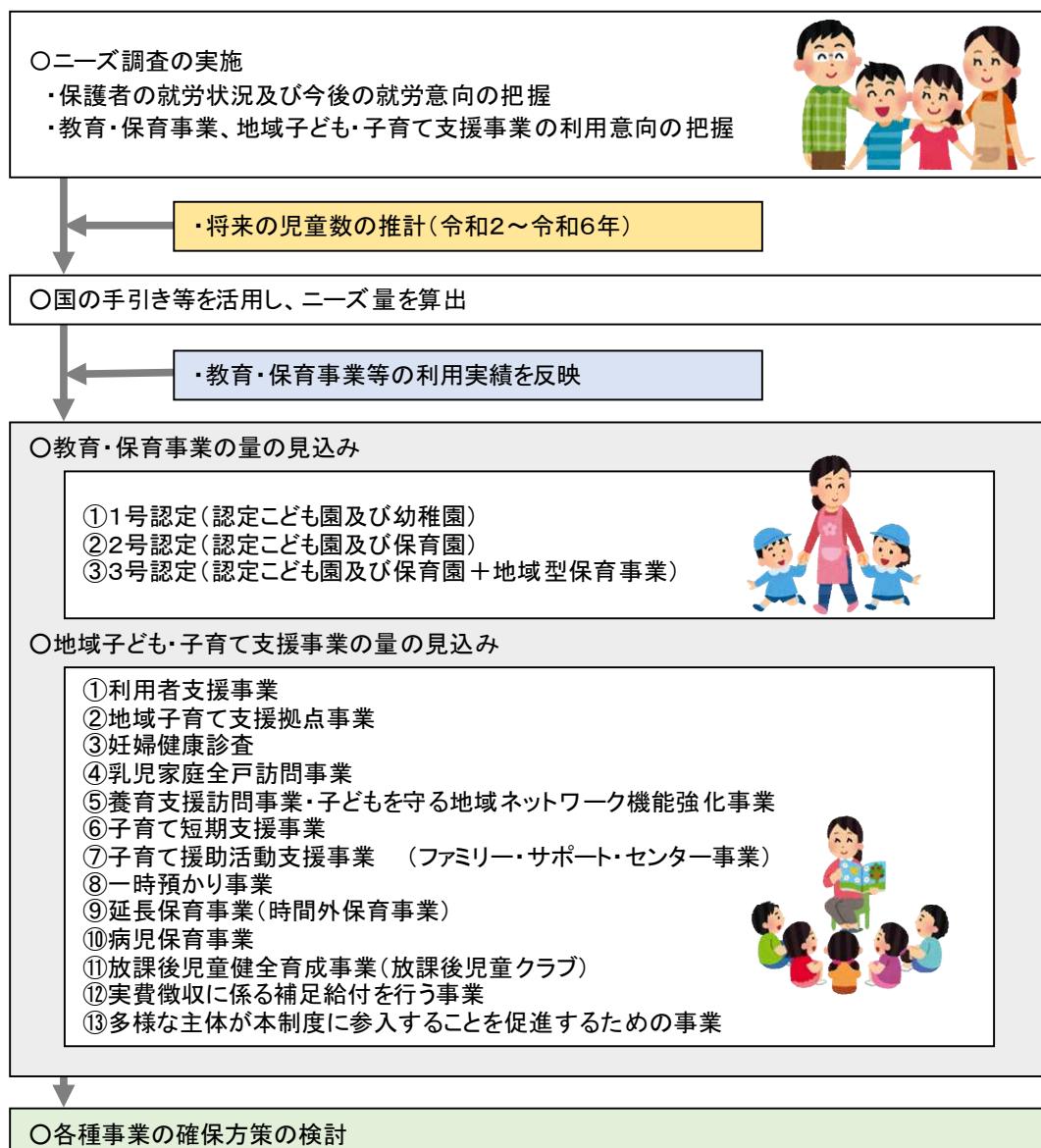
■子ども・子育て支援サービスの概要図



(2) 量の見込みと確保方策について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、見込み量に応じた確保方策を提示することとされています。なお、量の見込みの推計と確保方策の設定の流れは以下のとおりです。

■量の見込みと確保方策の設定



※将来の児童数の推計：令和2年度から令和6年度までの本計画の対象となる推計児童数。
(次頁参照)

※見込み量：量の見込みとは、平成31年に町が実施したニーズ調査等に基づき設定する各事業の必要事業量の見込みのこと。

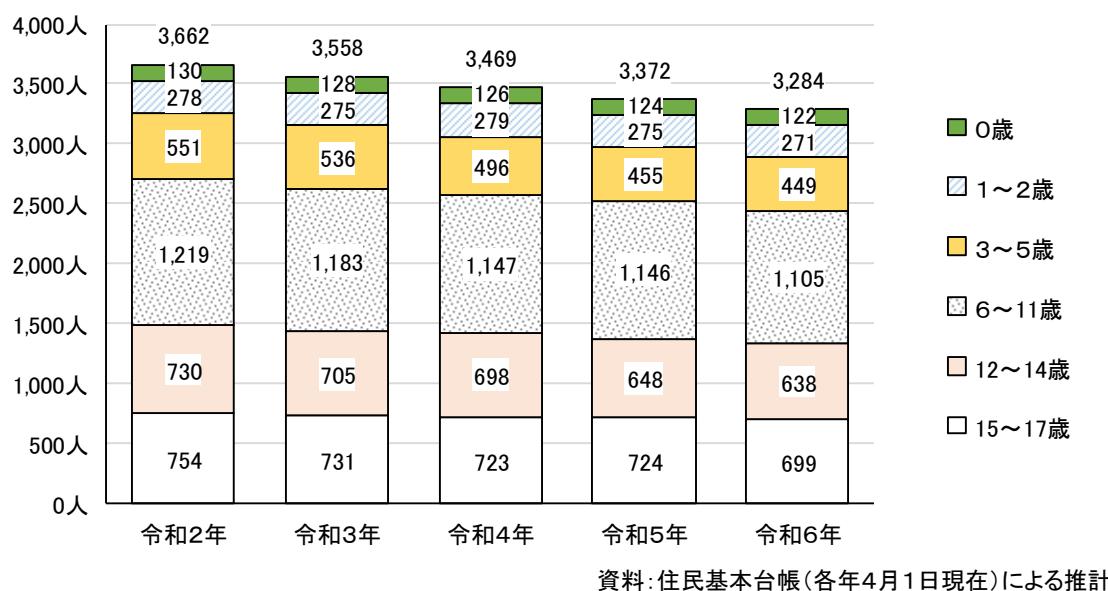
※確保方策：確保方策とは、量の見込み（必要事業量）に対して計画する確保の量や内容のこと。

(3) 推計児童数について

本計画の対象となる推計児童数については、平成 27 年から平成 31 年までの住民基本台帳人口データ（各年 4 月 1 日現在）を用いて、コーホート変化率法^{※1}により、計画の最終年度である令和 6 年までの推計を行いました。

0 歳から 17 歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和 2 年の 3,662 人から令和 6 年には 3,284 人となり、378 人の減少が見込まれます。

■ 推計児童数の推移



(4) 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項）です。

本町の区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を 1 区域と設定します。

※1 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

1 教育・保育の量の見込みと確保の方策

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

○特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園籍の子どもは、1号認定区分となります。また、保育園や認定こども園の保育園籍の子どもは、保育認定が必要となり、満3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

○確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園であり、無償化の対象となるため、教育施設利用給付の1号認定を受ける必要があります。

○特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

○企業主導型保育事業の地域枠

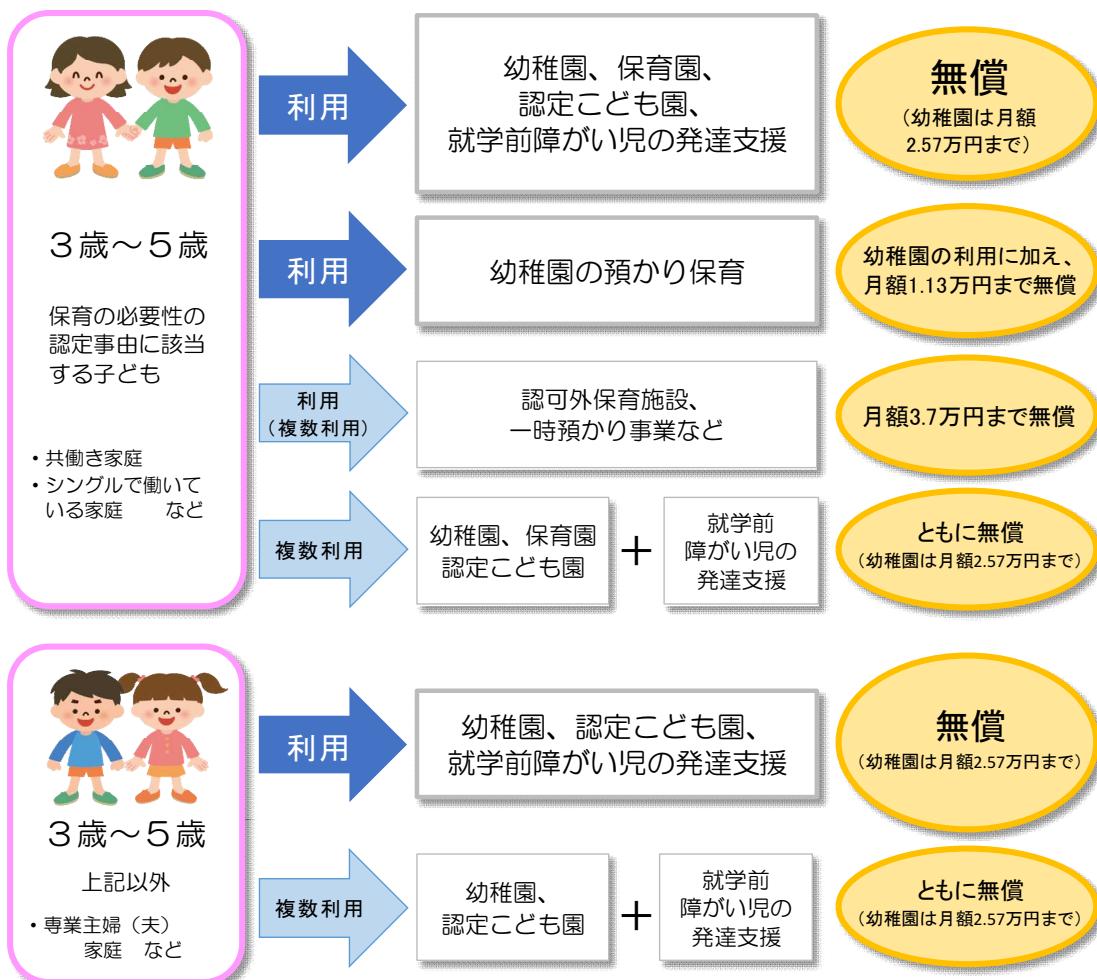
企業主導型保育事業とは、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域の子どもの保育を実施することができます。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 第1期計画における実績及びニーズ調査結果から必要な量の見込みを算出しました。
- 3歳から5歳児は、幼稚園・保育園・認定こども園のいずれかを利用できている状況です。保育ニーズが高まっている中、幼稚園・認定こども園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、保育所及び認定こども園において、必要な1～2歳児保育利用定員の確保を図ります。
- 子育て家庭の経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から始まった幼児教育・保育の無償化を踏まえて、量の見込みと確保方策を設定します。

■幼児教育・保育の無償化のイメージ



教育（1号認定）

■第1期計画の実績値

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 1号 3~5歳 | 2号 3~5歳 |
| 利用実績 | 292 | 43 | 258 | 48 | 247 | 56 | 227 | 65 | 207 | 70 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 1号 3~5歳 | 2号 3~5歳 |
| 量の見込み (必要利用定員総数) | 209 | 71 | 203 | 69 | 188 | 63 | 172 | 58 | 170 | 57 |
| 確保方策 | 244 | 71 | 246 | 69 | 252 | 63 | 257 | 58 | 258 | 57 |
| 特定教育・ 保育施設 | 244 | 71 | 246 | 69 | 252 | 63 | 257 | 58 | 258 | 57 |
| 過不足 | 35 | 0 | 43 | 0 | 64 | 0 | 85 | 0 | 88 | 0 |

認可定員ではなく、利用定員を記載した。

保育（2、3号認定）

■第1期計画の実績値

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|------|--------|----|------|--------|----|------|--------|----|------|
| | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 |
| | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 |
| 利用実績 | 234 | 35 | 128 | 233 | 52 | 129 | 241 | 51 | 146 |
| 区分 | 平成30年度 | | | 令和元年度 | | | | | |
| | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 | | | |
| | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | | | |
| 利用実績 | 242 | 41 | 193 | 265 | 42 | 182 | | | |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | | | 令和3年度 | | | 令和4年度 | | |
|---------------------|---------------|-----|------|-------|-----|------|-------|-----|------|
| | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 |
| | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 |
| 量の見込み (必要利用定員総数) | 270 | 44 | 184 | 266 | 45 | 182 | 249 | 45 | 185 |
| 確保方策 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 | 189 |
| | 特定教育・ 保育施設 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 |
| | 特定地域型 保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 過不足 | 42 | 35 | 5 | 46 | 29 | 7 | 63 | 29 | 4 |
| 区分 | 令和5年度 | | | 令和6年度 | | | | | |
| | 2号 | | 3号 | 2号 | | 3号 | | | |
| | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | 3～5歳 | 0歳 | 1,2歳 | | | |
| 量の見込み (必要利用定員総数) | 232 | 47 | 182 | 231 | 46 | 179 | | | |
| 確保方策 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 | 189 | | | |
| | 特定教育・ 保育施設 | 312 | 74 | 189 | 312 | 74 | 189 | | |
| | 特定地域型 保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 過不足 | 80 | 27 | 7 | 81 | 28 | 10 | | | |

町の利用定員総数は2号260人・0歳62人・1,2歳158人。定員の弾力化を踏まえ、上記の120%の数値を記載した。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。計画期間における「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（母子保健型）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○平成29年度より風の子保育園において、利用者支援事業「基本型」を開始し、地域子育て支援センターや保健センターに出向くなど、子育て中の親子に対して相談業務を展開し、個々に応じたサービスや窓口の紹介などを行い、保護者の子育ての不安軽減に努めています。

○子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊娠婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまう課題があります。

○令和2年度より保健センター内に開設する子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に、保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊娠婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

■第1期計画の実績値

(単位：か所)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施か所 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 基本型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○町内2か所の保育園、認定こども園等において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な事業量の確保を図ります。

■第1期計画の実績値

(単位：人回／月、か所)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 650 | 650 | 550 | 412 | 360 |
| 実施か所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人回／月、か所)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 581 | 569 | 546 | 517 | 510 |
| か所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期に健診を受けるよう促しています。あわせて、妊婦健康診査受診票14回分を交付しています。
- 量の見込みについては、0歳児の将来推計結果を基に事業量を見込んでいます。定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心・安全な出産につながるため、母子健康手帳発行時に定期に健診を受けるよう促していきます。
- 今後も、医師会等との連携のもと、県内の医療機関・助産所における受診機会の提供を図るとともに、県外の医療機関等における受診も可能とし、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図ります。

■第1期計画の実績値

(単位：人回／年)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 142 | 188 | 162 | 136 | 148 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人回／年)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|---|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 130 | 128 | 126 | 124 | 122 |
| 確保方策 | 実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年 | | | | |

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・看護師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師、助産師等が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。
- 量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。訪問では、子育てに関する情報提供を行うとともに、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

■第1期計画の実績値

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 163 | 164 | 145 | 134 | 148 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 130 | 128 | 126 | 124 | 122 |
| 確保方策 | 実施体制：保健師7人 | | | | |
| | 実施機関：健康福祉課 | | | | |
| | 実施方法：保健師が対象家庭を訪問している | | | | |

※実施体制は、訪問に係る助産師・保健師・看護師等の人数

(5) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援（相談、育児支援など）を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の関係課の保健師、家庭相談員が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。
- 量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め支援していきます。

■第1期計画の実績値

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 12 | 26 | 79 | 19 | 76 |

※実施体制は、訪問に係る保健師・家庭相談員の人数

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 43 | 42 | 42 | 41 | 40 |
| 確保方策 | 実施体制：保健師7人 実施機関：健康福祉課 健康係、福祉係 実施方法：保健師が対象家庭を訪問している | | | | |

(5) – 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

- 全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成27年に初めて10万件を越えて以降、増加の一途をたどっています。また、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年6月に成立し、令和2年4月より施行されます。
- 本町においても、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図ることが必要となっています。
- 「家庭児童相談室運営事業」では、児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。
- 「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家を招へいします。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。
- 国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者が疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町には、児童養護施設等が設置されていないため、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携し、対応しています。

○引き続き、保護が必要となる事案が発生した場合は、児童相談所等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

■第1期計画の実績値

(単位：人日／年)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 確保方策 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、乳幼児や小学生の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動に関する連絡・調整を実施しています。

○引き続き、就学児童をもつ依頼会員の掘り起しのため本制度の周知を図るとともに、提供会員の拡大と安定的な確保に努めます。

■第1期計画の実績値

(単位：人日／年)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 確保方策 | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

確保方策については、量の見込みに対して幼稚園や保育園等の既存の受け入れ体制で対応可能と想定しています。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

■ 量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、幼稚園2か所及び認定こども園1か所において、預かり保育を実施しています。

○本町の幼稚園2か所及び認定こども園1か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

■ 第1期計画の実績値

(単位：人日／年)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用実績 | 10,634 | 10,131 | 10,766 | 10,149 | 12,513 |

■ 第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 12,604 | 12,261 | 11,346 | 10,409 | 10,271 |
| 1号利用 | 542 | 527 | 488 | 448 | 442 |
| 2号利用 | 12,062 | 11,734 | 10,858 | 9,961 | 9,829 |
| 確保方策 | 12,604 | 12,261 | 11,346 | 10,409 | 10,271 |

②保育園、その他の場所での一時預かり（トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育園 1か所において、一時預かり事業を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。町内の既存の保育園における一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

■第1期計画の実績値

(単位：人日／年)

| 区分 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 利用実績 | 11 | 3 | 6 | 39 | 31 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

| 区分 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 量の見込み | 37 | 36 | 34 | 33 | 32 |
| 確保方策 | 37 | 36 | 34 | 33 | 32 |
| 一時預かり | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ファミリー・サポート・センター | 34 | 33 | 31 | 30 | 29 |
| 子育て短期支援事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。保護者からの要望に対して安心して子育てができる環境を整備するために、必要な事業量の確保を図ります。

■第1期計画の実績値

(単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 125 | 100 | 100 | 150 | 150 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 141 | 138 | 132 | 125 | 123 |
| 確保方策 | 141 | 138 | 132 | 125 | 123 |

(10) 病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○館林市との協定に基づき、事業を実施しています。

○量の見込みに対して病後児保育又は子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターの病児預かり）で対応することを想定します。

■第1期計画の実績値

(単位：人日／年)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 27 | 26 | 12 | 13 | 14 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 |
| 確保方策 | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 |
| 病児保育事業 | 14 | 13 | 13 | 13 | 12 |
| ファミリー・サポート・センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(11) 新・放課後子ども総合プラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の取り組みを一層充実します。

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策の考え方

○本町では、放課後児童クラブ6か所において、放課後及び学校の長期休業期間中などに適切な遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成支援を実施しています。

○量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。

○障がいのある子どもへの対応については、町の関係課と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第1期計画の実績値

(単位：人 ※平均利用者数)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用実績 | 245 | 260 | 282 | 315 | 384 |
| 1～3年生 | 179 | 190 | 191 | 222 | 247 |
| 4～6年生 | 66 | 70 | 91 | 93 | 137 |
| 実施か所数 | 7 | 6 | 6 | 7 | 7 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：人)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み | 401 | 397 | 397 | 405 | 402 |
| 1～3年生 | 264 | 253 | 253 | 254 | 248 |
| 4～6年生 | 137 | 144 | 144 | 151 | 154 |
| 確保方策 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 |
| か所数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

か所数については、支援の単位の数を記載した。

② 放課後子ども教室

子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験・交流活動を提供しています。

■量の見込みと確保方策の考え方

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を目指し、地域の実情を考慮しながら、教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

■第1期計画の実績値

(単位：か所)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 実施か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

■第2期計画の量の見込みと確保方策

(単位：か所)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| か所数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費、又は新制度未移行幼稚園の副食費分について費用を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

3 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって

(1) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用の方策

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、子ども支援課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備を図ります。

(2) 教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

幼児教育・保育については、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究など連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に努めていきます。

幼稚園教育要領や保育所保育指針などを踏まえながら、子どもの育ちを大切にする教育・保育を実践します。

また、幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育センター等を活用し、教育・保育に関する専門性を有する家庭教育アドバイザー等の配置や確保等に努めます。

(3) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携

認定こども園、幼稚園、保育園及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携促進に努めます。

(4) 幼稚園から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るために給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(7) 外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において海外から帰国した幼児 外国人幼児 両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう 保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに 円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|---|--------|
| 放課後児童対策 | 放課後、保護者の就労等により家庭が留守となる小学生を中心とした児童に安心・安全に過ごせる場を提供します。 | 子ども支援課 |
| 放課後児童対策の充実 | 施設の安全性や快適性の改善のために、計画的な整備を検討していきます。 また、児童館に館長を配置するなど、職員体制の充実も図っていきます。 | 子ども支援課 |
| 子育て支援センターの充実 | 邑楽町在住の幼稚園・保育園・認定こども園に入園前の子どもとその保護者を対象に、子育て支援センターを開設し、親子で一緒にふれあいながら楽しく遊び、子育ての喜びや悩みを語り合える仲間づくりの場を提供します。 | 子ども支援課 |
| 幼稚園や認定こども園の施設開放 | 2歳児とその保護者を対象に、幼稚園や認定こども園の施設を開放し、園の生活に親しみを持たせるとともに保護者同士の交流、子育て相談の場を提供します。 | 子ども支援課 |
| 幼稚園や認定こども園の一時預かり保育 | 幼稚園や認定こども園に入園している幼児を対象に保護者の就労、病気等による保育困難家庭を援助するため、預かり保育を充実します。 | 子ども支援課 |
| 子育てひろば | 2歳児とその保護者を対象に、家庭や地域での教育力を向上していくために、子育てについての情報やアドバイスの提供と保護者同士の交流の場を提供します。 | 生涯学習課 |
| 図書クラブ | 子育てひろばの親子を対象にして家庭教育に関する本、読み聞かせなど、町図書館から借り受け「子育てひろば」で貸し出ししています。 | 生涯学習課 |
| 図書館奉仕事業 | 乳幼児とその保護者を対象に、読み聞かせを通じて、図書館資料の紹介や親と子のふれあいを促します。 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 町ホームページの充実 | 町のホームページに子育てや子育てサービスに関するサイトの設置を図ります。 | 企画課 |
| 各種事業の啓発 | 町の子育てに関する取り組みや支援サービス事業について、あらゆる機会を通じて啓発を行います。 | 子ども支援課 |
| 利用者支援事業 | 教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や、必要に応じ相談助言等を行います。 | 子ども支援課 |
| 子育て相談 | 心身の発達に関しフォローの必要な幼児を対象に、臨床心理士による個別相談や支援を行います。 | 健康福祉課 |
| ことばの相談 | ことばの発達に関しフォローの必要な幼児を対象に、臨床心理士による個別相談や支援を行います。 | 健康福祉課 |
| 適応指導教室 | 不登校傾向の子どもとその保護者の相談にのったり、学習支援を行います。 | 学校教育課 |
| 子育てワンストップサービスの推進 | 児童手当や保育園入所申し込みについて、オンラインで申請できるよう整備を進めています。 | 子ども支援課 |

2 保育サービスの充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|-----------------|
| 幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校との交流促進 | 幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校児童の相互交流を促進します。また、教職員や保育士等の情報交換会や研修会を開催するなど、指導者等の交流も促進します。 | 子ども支援課 学校教育課 |
| 指導者(保育者)の資質向上 | 各種研修の実施や参加により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の子育てについての知識資質や保育技術の普及及び技術の向上を図ります。 | 子ども支援課 |
| 子育て関連施設の改善・整備 | 老朽化している施設について、安全性や快適性の面での改善を行っていきます。 | 子ども支援課 |
| 長時間保育 | 0歳児～5歳児を対象に、保護者が安心して就業できるよう長時間保育を実施します。 | 子ども支援課 |
| 一時預かり保育(保育園) | 日頃家庭保育を行っている就学前児童を対象に、保護者が病気や冠婚葬祭などで保育が困難になった場合、一時的に保育を実施します。 | 子ども支援課 |
| 幼保一元化の推進 | 児童数の減少と保護者の子育てニーズから、幼保一元化を推進します。 | 子ども支援課 |
| 病児・病後児保育 | 保護者の就労と子育ての両立を支援するため、病気等で集団保育が困難な児童を、専用施設で一時的にお預かりします。 | 子ども支援課 |
| 預かり保育(幼稚園) | 幼稚園や認定こども園に入園している幼児を対象に保護者の就労、病気等による保育困難家庭を援助するため、預かり保育を充実します。 | 子ども支援課 |

3 子育て支援のネットワークづくり

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|--|--------------------------|
| 子育て活動の情報提供 | 町広報紙やホームページ、相談窓口、公民館、児童館等での子育て活動に関する情報を提供します。 | 子ども支援課 |
| ボランティアネットワークの形成 | 子育てに関する多様なボランティアの育成とネットワークの形成を支援し、子育てのしやすい環境づくりを図ります。 | 子ども支援課 健康福祉課 生涯学習課 |
| 関係機関のネットワークづくり | 関係各課で実施している各種相談事業のネットワーク化を図り、保護者が希望する情報提供を目指します。 | 全庁 |
| 地域世代間交流会 | 年代の違う子育て中の母親等を対象に、和太鼓をたたこや手遊び会などの交流事業を行います。 | 生涯学習課 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 子育ての手助けが必要な人（おねがい会員）と手助けができる人（まかせて会員）が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。 | 子ども支援課 |

4 児童の健全育成

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 邑楽町上毛かるた大会 | 小・中学生を対象に、上毛かるたで競技を行うとともに、郷土への知識と愛情を深め青少年の健全育成を図ります。 | 生涯学習課 |
| 子ども八木節教室 | 小学生を対象に、郷土芸能八木節の練習を通して、地域の人たちとの交流を促します。 | 生涯学習課 |
| 芸術文化事業の充実 | すぐれた芸術文化に親しみ、情操教育を推進するため、文化祭や自主文化事業の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 芸術・文化団体の育成と支援 | 芸術・文化の振興と生きがいづくりのため、団体の育成と支援に努めます。 | 生涯学習課 |
| 郷土芸能の保存と育成 | 郷土芸能の後継者を育成するとともに、新しい時代に向けた郷土芸能の創造活動等について支援します。 | 生涯学習課 |
| 少年教育講座事業(子ども体験教室) | 小学生を対象に、町内の有志の皆さんによる子ども体験教室を行います。 | 生涯学習課 |
| おもしろ科学教室 | 小学生を対象に、日常生活の中の科学への興味を育成する教室を開催します。 | 生涯学習課 |
| おうらヤングフェスティバル | ヤングプラザにて、舞台発表、作品展示、スポーツ交流、フリーマーケットなどを開催します。 | 生涯学習課 |
| 邑楽町青少年健全育成推進大会 | 町内で活躍している青少年と青少年育成団体の活動事例を紹介し、町の青少年健全育成の一層の促進を図ります。 | 生涯学習課 |
| 移動図書館 | 移動図書館による学校巡回・団体貸出・司書による学校指導を通して、本に親しむ機会の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 児童館 | 児童の自主性を重んじ、健全な遊びを通して、個別的集団的に指導し、健康の増進と情操豊かに育つよう援助を行います。 | 子ども支援課 |
| 児童館での保護者ネットワークの形成 | 児童館活動を介してネットワークづくりを進め、悩み等の解決の場とします。 | 子ども支援課 |
| 青少年育成指導者の養成 | 青少年の健全育成を図るために必要な指導者を養成するための研修会を開催します。 | 生涯学習課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------------------------|
| ジュニアリーダー養成研修会の開催 | ジュニアリーダー養成研修会を開催し、レクリエーション大会や子ども会等の指導者の養成を図ります。 | 生涯学習課 |
| 邑楽町ジュニアリーダーキャンプ | 小学5年生～中学3年生で野外活動に取り組む意欲のある者を対象に、野外活動・レクリエーションを通じて地域の異年齢集団との連携・協調を深めます。また、仲間づくりの方法・環境保護の大切さ・野外活動の経験や技能の習得等を目指し自主的・創造的かつ実践的リーダーと成り得る青少年を育成します。 | 生涯学習課 |
| 山びこ（あいさつ一声）運動 | 毎月16日、各学校の校門に民生委員児童委員・青少推委員等が行ってあいさつ運動を行います。 | 健康福祉課 生涯学習課 安全安心課 |
| ドッヂビー大会 | 町内の小学校を対象に、スポーツを通じて正しい社会観と健全な心身を培うとともに、相互の友情を深め、健全な児童・生徒を育成します。 | 生涯学習課 |
| 子どもまつり | 高校生や社会人リーダー（邑楽町レクリエーションリーダーズクラブ）が主催する子どもまつりを行い、集団での遊びや野外活動の楽しさを子どもたちに伝えていきます。 | 生涯学習課 |
| いじめ防止子ども会議 | 小・中学生・高校生による会議を行い、いじめの防止について自主的に考える場を提供します。 | 学校教育課 |

5 子育て家庭に対する経済的支援

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------|---|-----------------|
| 児童手当 | 次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、児童手当を支給します。 | 子ども支援課 |
| 災害遺児手当 | 生計の中心者が交通事故等により死亡または重度障がいの状態になったとき、児童が義務教育修学中、その保護者に対して支給します。 | 子ども支援課 |
| 出産祝金 | 邑楽町に1年以上在住する者を対象に、子を出産した場合祝い金の支給に努めます。 | 子ども支援課 |
| 要保護準要保護児童生徒援助 | 経済的理由により、義務教育を受けることが困難な児童生徒保護者の援助を行います。 | 学校教育課 |
| 多子軽減 | 幼稚園・保育園・認定こども園の利用にかかる保育料について、多子世帯保護者の援助を行います。 | 子ども支援課 |
| 高等学校等就学援助費 | 経済的理由により高等学校等に就学することが困難な生徒の保護者の援助を行います。 | 学校教育課 |
| 入学準備金貸付金 | 進学の意欲を有する者で経済的理由により就学困難な高校・大学等入学予定者の保護者に貸付けを行います。 | 学校教育課 |
| 奨学金貸付金 | 進学の意欲を有する者で経済的理由により就学困難な大学入学予定者又は在学中の者に貸付けを行います。 | 学校教育課 |
| 給食費の免除事業 | 町内に在住する3歳児以上の幼児が幼稚園・保育園・認定こども園で給食の提供を受けた場合において、その給食費の免除を行います。 | 子ども支援課 学校教育課 |

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------------------|--|-------|
| 新生児訪問指導 (こんにちは 赤ちゃん事業) | 生後2か月以内に保健師が全戸訪問することにより、児の健康状態の把握と母親の育児不安の軽減や虐待予防を図ります。また、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対し早期から関わり、適切なサービス提供につなげます。 | 健康福祉課 |
| 妊娠婦健康診査 | 妊娠届出時に妊娠婦健康診査受診票を発行し、妊娠及び産後の状態を的確に把握し、経済的条件等により、健康診査が受けられない人がいないよう努めます。また、妊娠中の異常の早期発見や胎児の健康状態の把握と産後の異常、特に産後うつの早期発見に努めます。 | 健康福祉課 |
| 新生児聴覚検査 | 妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を発行し、生後2か月未満の児を対象に、聴覚検査費用の一部を助成し、聴覚異常の早期発見・早期治療に努めます。 | 健康福祉課 |
| 産後ケア事業 | 生後2か月未満の赤ちゃんとその母親を対象に、助産師による授乳指導や育児相談、休養等のサポートを提供し、健やかに育児ができるよう支援します。 | 健康福祉課 |
| 不妊治療費助成事業 | 法律上の婚姻関係にある夫婦で1年以上町内に住所を有する者を対象に、不妊治療費の一部を助成し、経済的軽減を図り、少子化を抑制します。 | 健康福祉課 |
| 不育症治療費助成事業 | 法律上の婚姻関係にある夫婦で1年以上町内に住所を有する者を対象に、不育症治療費の一部を助成し、経済的軽減を図り、少子化を抑制します。 | 健康福祉課 |
| 母子健康手帳の交付 | 妊娠届出者に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理や出産後の母子保健サービス・母子健康手帳の活用方法を指導します。また、妊婦の健康相談を行い、不安の軽減及びリスクの高い特定妊婦を把握できるよう努め、健やかな妊娠期を過ごせるよう支援します。 | 健康福祉課 |
| 乳児健診 | 乳児期の4か月児健診、8か月児健診で発達・発育の確認や疾病の早期の発見を図り、早期治療を促します。また、育児の相談を通して不安の軽減や育児支援に努めます。同時に母親の健康相談も行います。 | 健康福祉課 |

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------|---|-------|
| 幼児健診 | <p>1歳6か月児、2歳児、3歳児で発達、発育の確認や疾病の早期発見を行い、早期治療、療育を促します。食生活、生活習慣の自立を促し、育児の相談を通して不安の軽減を図り、育児支援に努めます。</p> <p>また、歯科健診を実施し、希望者にフッ素塗布を行いむし歯予防に努めます。同時に母親の健康相談も行います。</p> | 健康福祉課 |
| 予防接種事業 | <p>感染予防、発病予防、重症化予防、感染症のまん延防止を目的に、予防接種を実施します。予防接種法に定められた定期予防接種の費用を全額公費負担とすることで、経済的条件等により、予防接種を受けられない人がいないよう努めます。また、適切な時期に適切な接種ができるよう支援します。</p> | 健康福祉課 |
| 相談・指導機会の充実 | 保健センター等での健康相談や指導機会の充実を図り、出産や育児のための教室を開催します。 | 健康福祉課 |

2 食育の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-------|
| 前期・後期離乳食相談 | 4か月児～7か月児(前期)・8か月児～12か月児(後期)を対象に、昨今の育児環境、食事環境の変化に伴い、子ども達が心身ともに健やかに育つよう各月の月齢に合わせて離乳食を作り、指導を行います。 | 健康福祉課 |
| 「食育」の推進 | 幼稚園・保育園・認定こども園の園児を対象とし食物についての絵本や紙芝居を行います。また、その保護者を対象に、おたよりやレシピ等で情報を提供し、また親子で楽しむ食育プログラムで親子食育教室を開催し食育の推進を図ります。 | 健康福祉課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校を対象とした「給食訪問」等の実施 | 栄養教諭等による正しい食習慣や食品の主な働きなどをテーマに給食訪問等を実施します。 | 学校教育課 |
| わくわく農業体験 | 小学生を対象に、野菜の栽培を通じ農業・食べ物について学びます。 | 生涯学習課 |

3 子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|--|----------------|
| 思春期健康保健教育 | 学校と連携をとりながら、たばこ・酒類・薬物乱用等の健康障害教育や情報提供を行います。 | 学校教育課 |
| 家庭・学校でのきめ細かな見守りの推進 | 家庭と学校が連携し思春期の子どもの生活習慣、行動をきめ細かに見守り、問題の未然防止、発生初期の適切な対応を講じます。 | 学校教育課 |
| 地域での児童生徒声かけ運動 | 地域社会と児童・生徒が交流することによって児童・生徒の社会性を向上し、いじめ等の防止と、地域での児童の安全を図ります。 | 学校教育課 |
| 児童の家庭訪問 | いじめ、不登校になっている児童の家庭に学校職員、民生委員、児童福祉関係者が訪問し、相談等に対して積極的な対応を行います。 | 学校教育課 健康福祉課 |
| 子どもの人権や権利の啓発 | 町広報紙等によって、子どもの人権や権利の啓発を行います。 | 住民課 |
| 子どもの権利等に関する相談窓口の充実 | 子どもの人権や権利に関する相談窓口等の充実を図ります。 | 住民課 |
| 生涯スポーツ指導者の養成 | スポーツ指導者の各種講習会への参加により、指導者資格の取得促進を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ教室事業 | 幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校を対象に、各種教室を開催し、継続クラブの結成を促し、スポーツの場を提供します。 | 生涯学習課 |
| 生涯スポーツ教室・講習会の開催 | 親子を対象とした生涯スポーツ教室等の開催により、個々に応じた基礎を培い、健康と体力の増進を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ団体の育成・支援及び情報提供の充実 | 体育協会・スポーツ少年団の育成・支援及び情報提供の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| 相談・指導体制の充実 | 各種スポーツ指導者の登録を整備し、スポーツ相談体制の充実を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ少年団活動の推進 | スポーツを通して、青少年の体と健全な心を養い、互いに研磨し合う環境を育てるためのスポーツ少年団活動を推進します。 | 生涯学習課 |

4 小児医療の充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------------|
| 福祉医療費支給 (子ども) | 中学校卒業までの児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。 | 住民課 |
| 小児慢性特定疾患見舞金 | 小児慢性特定疾患医療費を受給している方に月額3,000円を年2回に分けてまとめて支給します。 | 健康福祉課 |
| 未熟児養育医療 | 入院加療を必要とする未熟児(1歳未満)に対して、指定医療機関における保険診療の自己負担分を全額助成します。 | 住民課 健康福祉課 |

基本目標3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------------------------|--|-----------------|
| 各種母子保健事業による早期発見・予防 | 診察時の身体状況の確認や親子関係の状況把握により、支援が必要な家庭の早期発見・対応を実施します。また、相談や情報交換の場としても活用します。早期に育児不安の解消を図り虐待の予防を図ります。 | 健康福祉課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校での虐待対応の強化 | 幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校での児童の見守りを通して、虐待の早期発見と関係機関と連携した対応を強化します。 | 子ども支援課 学校教育課 |
| 県等と連携した虐待防止のネットワークの強化 | 虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、適切な支援を行うため、邑楽町要保護児童対策地域協議会を設置しました。これにより、関係機関の連携や支援体制の検討を図り、妊娠期から子育て期までの継続支援を可能とすることで、児童虐待防止等の強化に努め対応します。 | 子ども支援課 |

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------------------|--|--------|
| 児童扶養手当 (ひとり親家庭等) | ひとり親家庭等に対し、その所得に応じ手当てを支給します。 | 子ども支援課 |
| 福祉医療費支給 (ひとり親家庭等) | ひとり親家庭等の児童が医療を受けた場合に、保険診療の自己負担分を助成します。 | 住民課 |
| 入学支度金支給 | ひとり親家庭等の児童が小・中・高へ入学する際に支度金を補助します。 | 子ども支援課 |
| 民生委員児童委員等によるきめ細かな相談 | 民生委員児童委員等によって、ひとり親家庭へ訪問し、相談等の充実を図ります。 | 健康福祉課 |

3 障がい児施策の充実

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------------|---|--------|
| 障害児通所支援 | 未就学児や就学児で障がいがある児童に集団生活や社会生活の体験を通して療育を行います。 | 健康福祉課 |
| 福祉医療費支給 (重度心身障がい児) | 重度心身障がい児が医療を受けた場合に保険診療の自己負担分を助成します。 | 住民課 |
| 特別児童扶養手当 | 心身に障がいがある児童を監護、養育している保護者に、障がいの程度に応じた手当を支給します。 | 子ども支援課 |
| 心身障がい児生活サポート | 介護を行う保護者が一時的に介護できない場合、町登録介護者または県登録 24 時間対応サービスステーションがサポートを実施します。 | 健康福祉課 |
| 交流及び共同学習の推進 | 通常学級の児童・生徒と特別支援学級の児童・生徒、特別支援学校の児童生徒との交流及び共同学習を推進し、障がいへの理解や、思いやりのある人間の育成を図ります。 | 学校教育課 |
| 早期療育体制の充実 | 障がいがある乳幼児の早期発見と、療育体制の充実を図ります。 | 健康福祉課 |
| レスパイトサービスの整備 | 障がいのある子どもをもつ親が必要なときに利用できる一時保護体制を確保し、保護者の生活の安定と在宅障がい児童の生活支援に努めます。 | 健康福祉課 |

4 子どもの貧困対策の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|---|--------------------------|
| 就学援助 | 学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。 | 学校教育課 |
| 自立相談支援事業 | 生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談を実施します。 | 健康福祉課 |
| 子ども食堂の推進 | 地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂を推進します。 | 健康福祉課 子ども支援課 学校教育課 |
| 学習支援事業 | 学習の機会に恵まれない生活困窮世帯の子どもに対し、学習の場や機会を提供し、学力向上や家庭学習の習慣づけ、高等学校への進学を支援することにより貧困の連鎖を防止します。 | 健康福祉課 子ども支援課 学校教育課 |

基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

1 次代の親の育成

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------------------|--|--------|
| 思春期における乳幼児とのふれあい体験学習 | 小学校高学年から中学生を対象に乳幼児とふれあい、子どもへの理解を深めます。また、乳幼児を持つ保護者に育児についての話を聞くことにより、命の尊さを理解し、母性、父性の育成を図ります。 | 健康福祉課 |
| 幼稚園・保育園・認定こども園での小・中学生・高校生の交流実施 | 小さい子どもと接する機会の少なくなった子どもたちを、幼稚園・保育園・認定こども園に受け入れ、一緒に遊び、生活をする中でふれあい交流を実施します。 | 子ども支援課 |
| 福祉施設訪問による体験活動の推進 | 各教科・領域の特質を生かしながら、福祉体験活動を推進します。 | 学校教育課 |

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 学習指導方法改善 | チームティーチングの充実、外部からの指導者の受け入れ、インターネットの活用など、個々の児童・生徒の実態に応じたきめの細かな学習指導方法を工夫します。 | 学校教育課 |
| 国際理解教育の推進 | 英語教育の充実、イングリッシュ・キャンプ、小学校での英語に親しむ学習の推進などを通し、国際社会の一員として行動できる児童・生徒を育成します。 また、グローバルな子どもの育成に向けて、各小・中学校へのALT配置を継続し、英語検定料助成金を交付します。 | 学校教育課 |
| 情報教育の推進 | コンピューター活用能力の向上を図り、情報を主体的に選択するなど情報技術（IT）の進展に対応できる能力と態度を育成します。 特に、セキュリティポリシーやスマートフォンの安全な使い方についての指導の推進を図ります。 | 学校教育課 |
| 環境教育の推進 | 環境への理解を深め、環境を大切にする姿勢を育て、よりよい環境の創造のために主体的に行動できる児童・生徒を育成します。 | 学校教育課 |
| 福祉教育の推進 | 福祉社会の実現を目指し、共に豊かに生きていこうとする力や、社会福祉に関する問題を理解し、解決する力を育成します。 | 学校教育課 |
| 進路指導の充実 | 自らの生き方を主体的に考え、将来に対する目的意識を持って、自分の意思と責任で進路を選択することができるよう、指導を充実します。 | 学校教育課 |
| 命の講座 | 専門家による具体的な講話を聞き、命を大切にする子どもを育成し、親子のよりよい関係を再構築する機会を醸成します。 | 学校教育課 |

3 家庭や地域の教育力の向上

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|---|--------|
| 保護者との懇談会 | 幼稚園・保育園・認定こども園入所の保護者を対象に、個別懇談会、グループ懇談会、保育参観、連絡帳等を通して、子どもの発達や育児の相談を行います。 | 子ども支援課 |
| 両親学級 | 全妊婦とその夫を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を講話やビデオ、実習を通して普及し、母性及び父性の意識の育成を図り、仲間づくりの場を提供します。 | 健康福祉課 |
| 放課後子ども教室推進事業 | 高島小学校子ども支援隊を結成し、高島小学校を活動拠点に放課後子ども教室を実施し、文化活動やスポーツ体験、及び地域住民との交流活動を推進します。 | 生涯学習課 |
| 子育てサークル育成支援 | 子育てひろば修了者の自主サークル化を支援し子育て家庭同士の交流の促進、保護者のストレス解消、支え合い助け合う温かな地域社会づくりを進めます。 | 生涯学習課 |
| P T Aによる地域交流イベント | 小学生と地域の人々を対象に、P T A主催でイベントを行い、地域交流を実施することにより児童の健全育成を図ります。 | 学校教育課 |
| ファミリースキー教室 | スキーを通じて家族同士の交流を図ります。 | 生涯学習課 |
| ブックスタート | 健康センターで行われる8か月児健診時に、絵本の読み聞かせを行いながら絵本をプレゼントし、乳児と保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくっていきます。 | 生涯学習課 |

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------|---|-------|
| 青少年健全育成事業 | 学校の春・夏・冬休み期間中に青少推によるパトロールを実施し、青少年対策に関する住民の啓発、青少年問題に関する調査研修を行い、青少年の健全育成と安全を図ります。 | 生涯学習課 |

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------------|---|--------|
| 企業への啓発 | 労働基準法等の労働関係法や社会情勢などについて、正しい理解と認識を高めるため、啓発講座を開催します。 | 商工振興課 |
| 女性の就業機会の拡大や労働条件、労働環境の整備促進 | 労働者及び企業に対して子育てと仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進します。 | 商工振興課 |
| 一般事業主行動計画の支援について | 企業の事業主が従業員の仕事と家庭の両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定する場合等に、必要に応じて情報提供を行います。また企業内保育園等の施設設置を計画する場合、県との調整を図ります。 | 子ども支援課 |
| 人権啓発活動推進事業 | 職場での男女差別や嫌がらせ・夫の暴力など、女性に対するさまざまな人権問題に対して、講演会等を通して、啓発や理解を図ります。 | 住民課 |

2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| 父親への育児啓発の推進 | 家庭教育等の講座を通し、父親の子育てへの参加を促進し、子育てに携わる父親のための、子育てセミナー等を開催します。 | 生涯学習課 |
| 企業に対する子育て支援の働きかけ | 子どもが病気等になったときの有給休暇の取得や、育児休暇が取りやすい企業へ働きかけを行います。 | 商工振興課 |

基本目標6 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-------------|--|-------|
| 交通安全教室 | 幼稚園・保育園・認定こども園の園児を対象に、交通安全教室を開催し、子どもたちの交通事故の防止に努めます。 | 安全安心課 |
| 自転車教室 | 各小学校において自転車教室等の交通安全指導を行います。 | 安全安心課 |
| 自転車指導 | 各中学校において、自転車乗車時のヘルメット着用及び無灯火等の注意を呼びかけ、安全な運転について指導を行います。 | 安全安心課 |
| 交通安全施設整備事業 | 道路反射鏡等の道路交通安全施設を設置し、道路交通安全を図ります。 | 安全安心課 |
| 通学路の交通安全の推進 | 邑楽町通学路安全推進会議（学校・保護者・自治会等）が抽出した危険箇所について、行政（教委・道路管理・交通担当）が合同点検を行い、対策の検討・実施及び対策効果の把握・検証を行い、継続的に安全性の向上を図ります。 | 安全安心課 |

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|---------------------|--|-------|
| 防犯パトロール事業 | 小・中学生・高校生の下校時の安全確保と、地域住民の防犯を兼ねたパトロール等を実施します。 | 安全安心課 |
| 防犯灯設置 | 夜間の犯罪と事故防止のため防犯灯設置及びLED化を推進します。 | 安全安心課 |
| 防犯情報の提供 | 安全で安心なまちづくりのため、不審者や防犯情報を「おうらお知らせメール」で配信し、注意を促します。 | 安全安心課 |
| 児童安全の家の設置「子供安全協力の家」 | 不審者等から声を掛けられたときに逃げ込める家を、地域と連携・協力し設置を図ります。 | 学校教育課 |
| 「おぜのかみさま」運動の推進 | 子どもたちをインターネット等による被害から守ることを目的とした「おぜのかみさま」運動の普及を推進し注意を促していきます。 | 生涯学習課 |

基本目標7 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅及び居住環境の整備

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----------|--------------------------------|-------|
| 公営住宅管理事業 | 住宅に困窮する人に対し、住宅を提供します。 | 都市建設課 |
| 環境の保全 | 子どもたちが安心して安全な生活ができる環境の保全を図ります。 | 安全安心課 |

2 安全な道路交通環境の整備

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|--------------------|--|-------|
| 町道整備事業（交通安全施設整備事業） | 交通弱者が安心して安全に移動できる交通安全施設(歩道等)の整備を推進します。 | 都市建設課 |

3 安心して外出できる環境の整備

| 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----------------|--|-------|
| 公共施設等での子ども仕様の推進 | 公共施設に子ども用トイレ、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室の設置を進めます。 | 全庁 |
| 公園の安全で安心な整備 | 遊具の定期点検による不良箇所を修繕し、安心して遊べる遊具や場所の確保を図り、健康な体力づくりや社会への順応性を伸ばす安全で安心な憩いの場所の提供を行います。 | 都市建設課 |

第6章 計画の推進

1 計画の進捗管理

計画期間中は、子ども支援課が事務局となり、「邑楽町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

2 計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するとともに、町民や職域などそれぞれが協働し、地域一丸となって子育てを支えるまちづくりを目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、本計画の内容については、町のホームページ、広報紙等を通じて広く周知します。